

令和6年第1回太子町議会定例会（第507回町議会）会議録（第1日）

令和6年2月22日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 7 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 8 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号））
- 9 議案第1号 令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）
- 10 議案第2号 令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 11 議案第3号 令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第4号 令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 13 議案第5号 令和5年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第6号 令和5年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）
- 15 議案第7号 令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）
町長施政方針
- 16 議案第8号 町道路線の認定について
- 17 議案第9号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 18 議案第10号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第11号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第13号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第16号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第17号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第18号 太子町教育支援センター設置条例の制定について
- 26 議案第19号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 27 議案第14号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第20号 令和6年度兵庫県太子町一般会計予算
- 29 議案第21号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 30 議案第22号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 31 議案第23号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 32 議案第24号 令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 33 議案第25号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 34 議案第26号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
 - 5 総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告
 - 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
 - 7 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
 - 8 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号））
 - 9 議案第1号 令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）
 - 10 議案第2号 令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 - 11 議案第3号 令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）
 - 12 議案第4号 令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
 - 13 議案第5号 令和5年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
 - 14 議案第6号 令和5年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）
 - 15 議案第7号 令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 町長施政方針
- 16 議案第8号 町道路線の認定について
 - 17 議案第9号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 18 議案第10号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 19 議案第11号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 20 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 21 議案第13号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 22 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 23 議案第16号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 24 議案第17号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
 - 25 議案第18号 太子町教育支援センター設置条例の制定について
 - 26 議案第19号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
 - 27 議案第14号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第1 議案第14号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
（福祉文教常任委員会委員長報告）
- 28 議案第20号 令和6年度兵庫県太子町一般会計予算
 - 29 議案第21号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
 - 30 議案第22号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
 - 31 議案第23号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
 - 32 議案第24号 令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
 - 33 議案第25号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計予算
 - 34 議案第26号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

会議に出席した議員

1 番	吉 田 智 子	2 番	山 本 順 久
3 番	玉 田 晶 久	4 番	桑 名 幸 夫
5 番	出 原 賢 治	6 番	森 田 哲 夫
7 番	玉 田 正 典	8 番	中 藪 清 志
9 番	堀 卓 史	10 番	藤 澤 元之介
11 番	首 藤 佳 隆	12 番	北 川 嘉 明
13 番	中 島 貞 次	15 番	松 浦 崇 志

会議に欠席した議員

14 番 清 原 良 典

会議に出席した事務局職員

局 長	田 中 秀 彦	書 記	蛭 井 のり子
書 記	竹 田 早 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	沖 汐 守 彦	副 町 長	榮 藤 雅 雄
教 育 長	糸 井 香代子	総 務 部 長	森 田 好 紀
生活福祉部長	嶋 津 一 弥	経 済 建 設 部 長	松 谷 真 利
教 育 次 長	森 文 彰	財 政 課 長	佐々木 信 人
監 査 委 員	村 瀬 敏 紀	町 民 課 長	福 井 照 子

議長挨拶

○議長（松浦崇志） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

初めに、本年1月1日に発生いたしました能登半島地震におきまして、貴い命を失われた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに被災された全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。

冬の寒さも少しずつ緩み始め、春の息吹を感じる季節となってまいりました。議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和6年第1回太子町議会定例会（第507回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。このたびの大地震の発生はまさかの元日の夕刻でありました。災害は待つてはくれない、いつ起こるか分からない、そのことを改めて考えさせられた出来事でありました。自分自身や周りの大切な人の命を守るために日頃からの災害への備え、防災意識の向上、そしてさらなる防災力の強化の必要性を強く感じたところでもあります。被災地では、今なお多くの方々が厳しい避難生活を余儀なくされています。一日も早い復旧復興を願うとともに、被災地に心を寄せながら息の長い支援を行っていくことが求められています。太子町議会では、とりわけ被害の大きかった石川県の町村を支援するため、兵庫県町議会議長会を通じて石川県町村議会議長会へお見舞金をお送りいたしました。被害を受けられた皆様に一日も早い平穏な生活が戻ることをお祈り申し上げます。

さて、今期定例会では一般会計、各特別会計及び企業会計を合わせて総額238億円に上る令和6年度当初予算をはじめ、補正予算、人事、条例制定など、多数の重要案件の上程のほか、会期中には一般会計予算委員会の設置も予定されているところであります。また、令和6年度の町政運営の方針については、後ほど沖汐町長による説明が予定されています。議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますことをお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和6年第1回太子町議会定例会（第507回町議会）が開会されるに当たりまして一言挨拶を申し上げます。

今日は斑鳩寺の春会式、昔からお太子さんが終われば暖かくなると言われています。寒さも幾らか和らぎ始めました今日この頃であります。議員各位におかれましては公私ともに本当に御多用な中、御健勝にて本会議に御出席いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。また、平素は町政進展にそれぞれのお立場で御理解、御協力を賜っておりますことを改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

まず初めに、本年1月1日に発生いたしました能登半島地震におきましては、震災、津波によって亡くなられた全ての方々の御冥福をお祈りいたします。また、被害に見舞われ今もなお厳しい生活を送っておられる被災者の方々、あるいは関係者の方々に改めてお見舞いを申し上げます。本町としましては、兵庫県あるいは関係機関と連携しながら人的、物的な支援をはじめとしまして、できる限りの支援を継続してまいりたいと考えております。また、インフルエンザの流行で町内の学校園では学級閉鎖が続いております。新型コロナウイルス感染症の流行も第10波に入ったという報道もあります。本町におきましては、基本的な感染防止対策を継続した上で様々な行事や交流活動を実施し、コロナ禍で失われた人々の笑顔あるいは元気、地域コミュニティーなどを取り戻していきたいと考えております。

さて、今期定例会におきましては、人事に関する案件1件、令和5年度補正予算案件7件、令和6年度当初予算案件7件、承認1件、その他案件1件、条例案件10件、規約1件、また最終日に提出させていただき予定のその他の案件1件、合わせて29件の議事につきまして御審議をお願い申し上げます。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明をさせていただきますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。誠に簡単であります。定例町議会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

~~~~~

（開会 午前10時06分）

○議長（松浦崇志） 議事に先立ち、御報告いたします。

清原良典議員より、体調不良のため本日の会議を欠席する旨の届けがありましたので御報告いたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年第1回太子町議会定例会（第507回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松浦崇志） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、堀卓史議員、藤澤元之介議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（松浦崇志） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの30日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月22日までの30日間に決定しました。

~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長（松浦崇志） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等28件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和5年度11月分及び12月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち、村瀬敏紀監査委員には本日のみ、福井照子町民課長には本日と定例会4日目の会議に、中井義之総務課長、池田誠生活環境課長、栗田政知高年介護課長、改野学由管理課長には定例会4日目の会議のみ出席を求めておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（松浦崇志） 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、12月18日、12月26日、1月10日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

## 日程第5 総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告

○議長（松浦崇志） 日程第5、総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、読み上げまして報告に代えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告いたします。

- 1、調査事件。公共用地・公共施設等の在り方。
- 2、調査年月日。令和5年6月9日から令和6年2月8日の間で9回。
- 3、調査の経過及び意見。調査中の課題1件について、以下のとおり報告する。

(1)公共用地・公共施設等の在り方。

調査詳細項目。

町が所有する土地及び施設についての現状調査を行うこととし、当局へ出席を求め、確認した内容は次のとおりである。

公有財産には行政財産と普通財産があり、行政財産は町において公用または公共用に供し、または供することを決定した財産で、普通財産はそれ以外の財産である。普通財産、土地については、今後の利用等は決定していないことを確認した。普通財産のその他の町有地には村の時代から続いている公民館や集会所等、地域で活用している建物が存在している。中には旧斑鳩保育所の残地などの一部があるが、地域住民がグラウンドゴルフ等で活用している。ほとんどの土地は町として行政目的を持っていないことを確認した。

委員からの意見。

1つ、太子町の町有地は町民の大事な資産であり、十分に活用されていない土地は町民の暮らしを豊かにできるように有効活用する必要がある。

2つ、町有地の約93%が行政財産であり、残りの約7%が普通財産である。普通財産等の土地で有効活用できるものがないか調査研究する必要がある。

結論。

普通財産である土地の中から有効活用できそうな9か所を選定、加えて行政財産である旧役場跡地について現状を確認し、調査した結果は次のとおりである。

1、旧石海公民館跡地の現状は、消防団車庫及び駐車場であり、今後も継続して利用予定である。

2、旧県営住宅貸地の現状は、遊休地で今後の用途は未定であるが、市街化調整区域かつ土砂災害警戒区域に指定されている。新たに建設して利用するのは難しく、売却も困難である。

3、糸井池埋立地の現状は遊休地と農業用ポンプ場用地であり、農業用ポンプ場用地は今後も継続して利用予定である。遊休地は土砂災害警戒区域に指定されており、今後の用途は未定。なお、埋立地で湿地のため、新たな利用は困難である。

4、旧斑鳩保育所跡地の現状は、通路とグラウンドゴルフ場、自治会に貸付けであり、今後も継続して自治会コミュニティ醸成の場として利用予定である。

5、旧太田東幼稚園南側駐車場の現状は、二葉にじいろこども園の駐車場用地貸付けであり、今後も継続して利用予定である。

6、旧吉福グラウンドの現状は、水防・道路補修等資材置場、国土交通省に貸付けであり、今後も継続して利用予定である。

7、旧環境センターの現状は、総合公園の臨時駐車場であり、今後の用途は引き続き駐車場として、また道路として利用予定である。

8、旧石海保育所の現状は、石海保育園貸付けであり、今後も継続して利用予定である。

9、旧給食センターの現状は、遊休地、施設は残存してあり今後の用途は未定である。周辺整備も込めて利用価値が見込める。

10、旧役場跡地の現状は、遊休地、一部旧施設が残存しております。今後の用途は民間へ貸付けとして参入事業者を募るプロポーザルを行う。

このことから旧県営住宅貸地と旧給食センター、旧役場跡地以外の土地は駐車場等で現在利用されているため、新たに住民満足度の高い持続可能な土地利用は見込めないとの結論に至った。

提言。

以上の調査結果を踏まえ委員会として協議した結果、旧県営住宅貸地と旧給食センター、旧役場跡地の3か所について、当局へ以下のことを提言する。

1つ、旧県営住宅貸地は、市街化調整区域内の土砂災害警戒区域内に存する遊休地であるため、建物を建設することには適さず、空き地のまま未活用で放置されている。そこで整地して、例えばグラウンドゴルフの用地、乳幼児用の遊び場の提供、近年人気のドッグラン等といった特色のある公園として有効活用できないか検討を求める。

1つ、旧給食センター跡地は、既存の建物を取り壊す予定があるが、石海幼稚園や石海小学校周辺の土地であり利用用途には制限がかかる。石海公民館や学童保育施設、幼稚園、小学校、中学校のプール等が老朽化していることを踏まえて、町民が有効活用できるように周辺整備も含めた土地利用の計画を立て、将来を見据えて官民連携の下、総合的な利用形態の検討を求める。

1つ、旧役場跡地は、多くの飲食店やスーパーマーケット等が立ち並ぶ県道725号、旧国道2号の沿道に立地している。今後は、プロポーザルの動向を踏まえながら多くの人々が行き交う機会を逃がすことなく社会教育的な施設や観光情報等で町の魅力を発信できる場を共用し、にぎわいの拠点となるよう検討を求める。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（松浦崇志） 以上で総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告

○議長（松浦崇志） 日程第6、福祉文教常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 所管事務調査報告書を読み上げ報告といたします。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

- 1、調査事件。手話言語条例の制定について。
- 2、調査年月日。令和5年6月8日から令和6年2月7日の間で計9回。
- 3、調査の経過及び意見。調査中の課題1件について、以下のとおり報告する。

- 1、手話言語条例の制定について。

調査詳細項目。

言語としての手話を広く普及推進するため、手話言語条例の制定について議員発議により令和6年3月定例会に提出することを決定し、当局の意向を確認しながら調査することとした。近隣市町において既に制定されている条例を委員会で共有し、現在条例を運用されている行政関係者とも意見交換した。また、聾者や聴覚特別支援学校の教員、手話通訳者などの関係者とも意見交換し、条例案を作成した。また、太子町意思疎通支援事業についても当局の出席を求めて説明を受け、質疑応答を行った。

委員からの意見。

聾者を含めた関係者の意見を十分に聞き、条例に反映することが必要である。当局とのすり合わせが必要である。上位法とのそごがないか確認が必要である。推進会議の設置を明記するかどうか検討が必要である。

結論。

委員会として、以下のとおり結論をまとめた。

別添の“和のまち太子”の手話言語条例案を3月定例会に上程する。本条例の制定をきっかけとして、行政及び聾者を含めた関係者の理解に基づく具体的な事業の推進に結びつけていくことが重要である。誰もが相互に人格を尊重した共生社会実現の一助となるよう、町民全体が手話に対する理解を深めることが重要である。

提言。

以上の調査結果を踏まえ、委員会として協議した結果、当局へ以下のことを提言する。

手話への理解と普及推進に努めること。手話が言語であることの認識に基づき、聴覚に障害のある人たちに寄り添う事業や施策を実施すること。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 以上で福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

~~~~~

#### 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議長（松浦崇志） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員の佐用顕瑞氏の委嘱期間が本年9月30日付をもって任期満了となります。佐用氏は平成30年10月1日より人権擁護並びに相談業務に熱意を持って活動していただいておりますので、引き続き佐用氏を推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり推薦することに決定しました。

日程第8 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号））

○議長（松浦崇志） 日程第8、承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて（令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案件は、令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）であります。住民税均等割の課税世帯及び低所得者の子育て世帯への給付金関連経費の予算確保が必要となったため、令和6年1月26日に専決処分させていただいたものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,615万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ135億8,068万2,000円としたものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金の追加であります。

歳出予算におきましては、民生費の追加であり、給付金の支給やシステム改修などの対応に係る経費などを計上しております。

慎重なる御審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

お諮りします。

本日の日程第9、議案第1号から日程第26、議案第19号及び日程第28、議案第20号から日程第34、議案第26号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第4日目以降に行いたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第9 議案第1号 令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）

○議長（松浦崇志） 日程第9、議案第1号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第1号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費及び事業執行に伴う関係経費の補正、繰越明許費及び債務負担行為の追加、地方債の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ5億7,047万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を130億1,020万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、町税、地方譲与税、利子割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、環境性能割交付金、地方交付税、財産収入の追加と配当割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、町債の減額であります。

歳出予算におきましては、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費の減額であります。

なお、繰越明許費として翌年度に繰り越して使用できる経費を8事業追加し、また債務負担行為を1件追加しております。

最後に、地方債の補正として6事業の限度額の変更と1事業の廃止をしております。

詳細につきましては総務部長が説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） それでは、議案第1号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）について詳細を説明申し上げます。

歳出から説明いたします。

人件費の補正につきましては、会計年度任用職員に係る報酬等の減額のほか、時間外勤務手当等の追加など、総額で2,202万2,000円の減額となっております。なお、科目ごとの説明は省略させていただきます。

27ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節10需用費65万8,000円、節12委託料180万8,000円及び節17備品購入費30万2,000円の減額は、文書共有システム導入に係る事業費の確定によるものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節9交際費20万円の減額、節11役務費30万円の減額は、決算見込みによるもので、節12委託料72万5,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

目5財産管理費、節10需用費35万円の減額及び節12委託料のうち庁用自動車運行管理委託料25万円の減額は、決算見込みによるもので、29ページの旧庁舎埋設水道管移設工事設計業務委託料及び節14工事請負費の減額は、職員による設計や工事内容の見直しによるものでございます。

目6庁舎管理費、節10需用費のうち光熱水費830万円の減額は、国による電気・ガス料金の高騰対策により大幅に抑制されたものでございます。なお、ほかの科目における減額も同様の理由でございます。

目7企画費、節7報償費1,900万円の減額、節11役務費22万8,000円の減額、節12委託料822万1,000円の減額のうちふるさと応援寄附業務委託料は、ふるさと応援寄附金の決算見込みによるもので、総合計画策定アンケート業務等委託料及び節18負担金、補助及び交付金100万円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

目8電子計算機費、節12委託料877万4,000円の減額、節17備品購入費156万2,000円の減額は、システム構築や機器購入などの決算見込み等によるものでございます。

目12コミュニティー施設整備費28万4,000円の減額は、自治会施設整備に係る補助金の決算見込みによるものでございます。

目13基金費は、ふるさと応援基金積立金を寄附額の見込みに応じて5,000万円減額し、減債基金積立金3,797万2,000円の追加は、普通交付税の再算定により前倒しで措置された臨時財政対策債の償還金相当額を国の指示により積み立てるもので、そのほかは利子積立ての追加でございませぬ。

項3戸籍住民基本台帳費、31ページの日1戸籍住民基本台帳費、節12委託料246万4,000円の追加は、国の補正予算に伴い戸籍附票システムを改修するものでございます。なお、この事業は次年度へ繰り越した上で実施する予定でございませぬ。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費及び目2老人福祉費、目4後期高齢者医療費における節27繰出金は、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計における補正に伴うものでございませぬ。なお、目2老人福祉費、節19扶助費827万6,000円の減額は、決算見込みによるものでございませぬ。

目5障害者福祉費108万円の減額のうちグループホーム新規開設サポート事業補助金は、事業者が本年度中の開設を見送ったもので、在宅障害者一時的受入体制整備事業補助金は、決算見込みによるものでございませぬ。

目8保健福祉会館管理費の33ページ、節14工事請負費706万1,000円の減額は、入札等による契約残額でございませぬ。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金155万5,000円の減額及び目2保育所費、節10需用費140万円の減額は、決算見込みによるもので、節14工事請負費128万5,000円の減額は、工事内容の見直しによるものでございませぬ。

目3保育所運営費804万7,000円の減額のうち延長保育事業補助金は、決算見込みによるもので、保育対策総合支援事業費補助金は、施設への新型コロナ対策補助金が国庫補助事業の対象外とされたものでございませぬ。

目5児童措置費、節19扶助費2,817万円の減額は、児童手当の決算見込みによるものでございませぬ。

目6乳幼児等医療費225万6,000円の追加は、医療費の動向に応じて実績見込みによるものでございませぬ。

目7子育て支援施設運営費、節14工事請負費1,340万円の減額は、入札等による契約残額でございませぬ。

35ページをお願いいたします。

目9放課後児童健全育成事業費、節12委託料277万2,000円の減額は、決算見込みによるもので、節18負担金、補助及び交付金80万円の減額は、施設への新型コロナ対策補助金が国庫補助事業の対象外とされたものでございませぬ。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節18負担金、補助及び交付金の補正は、新型コロナ感染症の5類移行に伴い医師会への協力金を減額するものでございませぬ。

目2 予防費、節11 役務費928万7,000円の減額、節12 委託料1億8,412万1,000円の減額及び節19 扶助費135万円の減額は、新型コロナワクチン接種や健診費用等の実績見込みによるものでございます。

目3 母子衛生費、節12 委託料240万円の減額、37ページの節18 負担金、補助及び交付金799万円の減額、節19 扶助費35万円の減額は、決算見込みによるものでございます。

目6 公共墓園費、節27 繰出金115万3,000円の減額は、墓園事業特別会計における補正に伴うものでございます。

項2 清掃費、目1 清掃総務費、節18 負担金、補助及び交付金70万円の減額は、資源ごみ集団回収運動奨励金の決算見込みによるものでございます。

目2 塵芥処理費、節12 委託料34万3,000円の減額は、上太田瓦礫処分場管理に係る入札等による契約残額でございます。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目5 農地費、節18 負担金、補助及び交付金875万9,000円の減額のうち多面的機能支払交付金187万4,000円の減額は、決算見込みによるもの、西脇・広坂地区ほ場整備事業負担金101万1,000円の追加や県営ため池等整備事業負担金694万2,000円の減額などは、県や関係者間との事業調整等に伴う補正でございます。

39ページをお願いいたします。

目7 国土調査費、節12 委託料225万3,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

款7 商工費、項1 商工費、目1 商工振興費、節12 委託料2,909万円の減額及び節18 負担金、補助及び交付金501万3,000円の減額は、申請状況及び決算見込みによるものであります。

目2 観光費100万7,000円の減額は、町PRイベントの中止によるものでございます。

款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費、節18 負担金、補助及び交付金171万2,000円の減額のうち狭あい道路整備等促進事業補助金は、決算見込みによるもの、兵庫県公共事業急傾斜地崩壊対策事業負担金は、県との事業調整等に伴う町負担分の補正でございます。

項2 道路橋りょう費、目1 道路橋りょう総務費、節12 委託料46万6,000円の減額は、入札等による契約残額でございます。

また、目2 道路維持費、節12 委託料914万8,000円の減額及び節14 工事請負費1,342万円の減額につきましても、入札等による契約残額でございます。

項3 河川費、41ページの目1 河川総務費106万5,000円の減額は、県の事業費確定によるものでございます。

項4 都市計画費、目1 都市計画総務費、節12 委託料537万5,000円の減額は、入札等による契約残額であり、節18 負担金、補助及び交付金382万7,000円の減額は、申請状況及び決算見込みによるものでございます。

目3 公園管理費、節12 委託料100万円の減額、節17 備品購入費15万円の減額は、入札等による契約残額であります。

款9 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費1,220万8,000円の減額は、組合負担金の確定によるものでございます。

目2 非常備消防費、節18 負担金、補助及び交付金128万2,000円の減額は、決算見込みや事業費の確定によるものでございます。

また、目3 消防施設費、節18 負担金、補助及び交付金123万8,000円の減額は、消防施設整備費補助金の決算見込みによるものでございます。

目4 災害対策費、節14 工事請負費84万円の減額は、入札等による契約残額であります。

款10 教育費、43ページの項2 小学校費、目1 学校管理費、節10 需用費100万円の減額は、新型

コロナ感染症対策に係る消耗品費を補正するもので、節12委託料56万1,000円の減額、節14工事請負費802万1,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

目2教育振興費、節13使用料及び賃借料159万7,000円の減額は、入札等による契約残額で、節19扶助費593万3,000円の減額は、申請状況及び決算見込みによるものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費、節12委託料237万4,000円の減額、節14工事請負費303万4,000円の減額は、項2小学校費と同様に事業費の確定によるものであります。

また、目2教育振興費、節13使用料及び賃借料62万3,000円の減額、節19扶助費611万円の減額についても、項2小学校費と同様に決算見込み等によるものであります。

項4幼稚園費、45ページの目1幼稚園管理費、節10需用費120万円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品費を補正するもので、節13使用料及び賃借料38万円の減額は、決算見込みによるもので、節14工事請負費1,018万1,000円の減額は、入札等による契約残額でございます。

項5社会教育費、目2公民館費、節10需用費59万6,000円の減額、節12委託料62万円の減額は、決算見込みによるものであります。

目3青少年教育費、節7報償費103万円の減額は、事業内容の精査や決算見込みによるものでございます。

目4人権教育費、節10需用費50万円の減額は、住民学習の手引等の印刷に係る契約残額でございます。

目5文化財保護費、節12委託料53万6,000円の減額は、吉福西遺跡に係る作業内容の精査によるものであります。

目7会館管理費、節10需用費389万円の減額及び47ページの節12委託料962万5,000円の減額のうち舞台音響、照明業務委託料は、決算見込みによるもので、文化会館外建物維持改修基本設計業務委託料は、入札等による契約残額、施設予約システム改修業務委託料は、改修することなくインボイス対応可能な処理方法に見直したことによる補正でございます。

目8歴史資料館費、節12委託料100万円の減額は、企画展に係る展示内容の精査によるものでございます。

項6保健体育費、目2体育館費、節17備品購入費60万円の減額、また目3総合公園管理費の減額は、入札等による契約残額でございます。

目4給食センター費、節10需用費1,496万3,000円の減額は、決算見込みによるものであります。

款12公債費、項1公債費、目2利子は、一時借入金利子の減額でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

15ページをお願いいたします。

款1町税は、景気の動向を踏まえた決算見込みにより、項1町民税、目1個人で4,000万円、項2固定資産税で1,000万円、項4町たばこ税で2,800万円をそれぞれ追加し、項3軽自動車税、目1環境性能割は、実績見込みにより100万円を減額しております。

款2地方譲与税から17ページの款11地方交付税の補正につきましても、決算見込みや国の補正予算によるものでございます。地方交付税は、再算定により8,375万3,000円の追加となっております。

款13分担金及び負担金及び款14使用料及び手数料の補正は、決算見込みによる減額でございます。

款15国庫支出金、17ページの項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金から19ページの項3委託金は、主に新型コロナウイルスワクチン接種経費など歳出予算の補正や交付決定のほか、過年度精算金の

追加等でございます。

また、款16県支出金、項1 県負担金、目2 民生費県負担金から21ページの項2 県補助金の補正も同様でございます。

款17財産収入、項1 財産運用収入、目2 利子及び配当金は、23ページにわたりますが、各基金から生じた利子等の追加でございます。

款18寄附金、項1 寄附金、目1 総務費寄附金5,000万円の減額は、ふるさと応援寄附金の決算見込みによるものでございます。

款19繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金3億6,488万3,000円の減額は、歳入歳出予算の調製によるもの、目2 ふるさと応援基金繰入金3,099万1,000円の減額は、寄附金の補正によるものでございます。

項2 特別会計繰入金、目1 墓園事業特別会計繰入金51万8,000円は、特別会計における補正に伴うものでございます。

款21諸収入、項3 雑入、目2 雑入の補正は、決算見込みや派遣職員に係る人件費の補正に伴うものでございます。

款22町債、25ページにわたりますが、歳出の各費目における事業費の補正や決算見込みに対応するものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正は、事業の進捗状況や国の補正予算等に対応し8事業を追加しております。

第3表の債務負担行為補正は、令和6年度の定額減税実施に向けて本年度末から税務基幹システムの改修に着手する必要があるため、期間を令和5年度から令和6年度、限度額を154万円として追加するものでございます。

第4表の地方債補正は6事業の限度額を変更し、9ページの1事業につきましては歳出で御説明申し上げた兵庫県公共事業急傾斜地崩壊対策事業費負担金の減額に伴い、廃止するものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時01分）

（再開 午前11時01分）

○議長（松浦崇志） それでは、再開します。

~~~~~

日程第10 議案第2号 令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（松浦崇志） 日程第10、議案第2号令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第2号令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ1億6,715万8,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を33億4,974万円とするものであります。

歳入予算につきましては、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入の追加と国民健康保険税の減額であります。

歳出予算におきましては、保険給付費、基金積立金、諸支出金の追加と総務費、保健事業費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第2号令と5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

それでは、歳出のほうから説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、人件費の補正により5万6,000円を減額しております。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費につきましては、決算見込みにより1億5,010万円を追加しております。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費につきましては、決算見込みにより672万6,000円を追加しております。

款4保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費につきましては、一般事務員の雇用がなかったため、節1一般事務員報酬において135万1,000円、受診者数の減により節12委託料におきまして特定健診委託料100万円、決算見込みによりまして国保ヘルスアップ事業業務委託料120万円を減額しております。

款5基金積立金につきましては、決算見込みといたしまして利子分の29万6,000円を追加しております。

12ページをお願いいたします。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金につきましては、決算見込みといたしまして普通交付金の県への返還金1,364万3,000円を追加しております。

続きまして、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税につきましては、決算見込みにより778万1,000円を減額しております。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金につきましては、歳出予算保険給付費の一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費を1億5,682万6,000円増額したことによりまして、節1普通交付金において同額を追加し、節2特別交付金において交付決定によりまして287万円を減額しております。

款4財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金につきましては、決算見込みにより財政調整基金預金利子といたしまして29万5,000円を追加しております。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、節1保険基盤安定繰入金におきまして交付決定によりまして390万9,000円を追加、節2未就学児均等割保険料繰入金におきまして、これも交付決定によりまして13万7,000円を追加、節3職員給与等繰入金におきましては歳出の総務費において人件費を減額したことから人件費分の減額と同額の5万6,000円を減額といたしております。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、決算見込みにより1,424万8,000円を追加しております。

次に、7ページから8ページにかけてでございますけれども、款7諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1一般被保険者延滞金につきましては、決算見込みにより127万円を追加しております。

項3雑入、目4雑入につきましては、決算見込みにより不当利得・不正利得等返還金といたしまして118万円を追加しております。

以上で令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第3号 令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（松浦崇志） 日程第11、議案第3号令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第3号令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ1,798万円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億785万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、財産収入、繰入金の追加と県支出金の減額であります。

歳出予算につきましては、総務費、保険給付費、基金積立金の追加と地域支援事業費、公債費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第3号令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費につきましては、決算見込みによる給付費の補正で、目1居宅介護サービス給付費で6,108万7,000円の追加、目3施設介護サービス給付費で5,774万6,000円の減額、目4居宅介護福祉用具購入費で21万2,000円の追加としております。

同様に決算見込みによりまして、項2介護予防サービス等諸費、目4介護予防住宅改修費で59万6,000円の追加、項3その他諸費で3万8,000円の追加、項4の高額介護サービス等費で336万1,000円の追加、14ページにわたりますけれども、項7特定入所者介護サービス等費で553万4,000円の減額としております。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費、目2通所型サービス費につきましては、保険者機能強化推進交付金の交付確定に係る財源更正でございます。

款4基金積立金につきましては、歳入歳出の財源調整によるもので2,032万5,000円を追加して

おります。

16ページをお願いいたします。

款5公債費につきましては、年度末までに借入予定がないことから一時借入金利子の全額を減額しております。

次に、歳入について説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料につきましては、調定額、収納状況等を勘案いたしまして収入を見込み、特別徴収分で219万6,000円、普通徴収分で372万9,000円を追加しております。

項4国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、目4保険者機能強化推進交付金及び目5保険者努力支援交付金につきましては、交付確定に伴います補正で、目3の地域支援事業交付金につきましては、歳出で申しあげました保険給付費等の増減に伴う補正でございます。

また、款5支払基金交付金及び款6県支出金につきましても、同様に歳出で申しあげました保険給付費等の増減に伴う歳入の補正でございます。

款7財産収入につきましては、介護給付費準備基金預金利子の決算見込みに合わせまして9万8,000円を追加しております。

10ページをお願いいたします。

款8繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、歳出で申しあげました保険給付費及び事業費等の増減に伴う補正で、目1介護給付費繰入金から目5のその他一般会計繰入金まで、総額で98万円を追加してございます。

以上で議案第3号令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第4号 令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○議長（松浦崇志） 日程第12、議案第4号令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第4号令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ1,143万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億7,714万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、保険料、諸収入の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の追加と総務費、保健事業費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第4号令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正

予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費につきましては、人件費の補正により一般職級3万円、市町村職員退職手当組合負担金9,000円、市町村職員互助会負担金1,000円を追加し、年次の被保険者証について簡易書留での送付を準備しておりましたが、今回のみ普通郵便で送付したことにより通信運搬費を150万円減額しております。これは広域連合が作成いたしました封筒のバーコード印刷にミスがありまして、致し方なく普通郵便で送付したものでございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和5年度における保険料決算見込みにより後期高齢者医療広域連合保険料納付金を1,340万6,000円追加しております。

款3保健事業費につきましては、令和5年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業におきまして決算見込みにより報酬、費用弁償を合わせまして50万7,000円減額しております。

次に、歳入について説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款1保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料につきましては、調定額、収納状況等を勘案いたしまして決算見込みをいたしました結果、特別徴収分で33万円の追加、普通徴収分で1,307万8,000円の追加、滞納繰越分で2,000円を減額しております。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整を行うため、305万7,000円を減額しております。

款6諸収入、項3雑入、目1雑入につきましては、決算見込みにより高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託金を109万円追加しております。

以上で令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第13 議案第5号 令和5年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松浦崇志） 日程第13、議案第5号令和5年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第5号令和5年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ42万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,293万8,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、使用料及び手数料、財産収入、繰越金の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算におきましては、墓園事業費の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第5号令和5年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算

(第1号)について詳細説明を申し上げます。

まず、6ページの歳出について説明させていただきます。

款1墓園事業費、項1墓園事業費、目1一般管理費、節27繰出金につきましては、主に前年度繰越金の増加に伴いまして一般管理費への充当財源が経費を超えることから、超えた額を一般会計への繰出金として51万8,000円追加しております。

目2墓園管理費、節12委託料につきましては、植木維持管理委託料の入札残に伴い30万7,000円減額しております。節24積立金につきましては、前年度繰越金のうち墓園管理費分に係る繰越金と基金利子を財源といたしましてメモリアルパーク管理基金積立金に21万1,000円増額しております。

次に、同じページでございますけれども、歳入について説明をさせていただきます。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1墓園使用料につきましては、当初見込みよりも多くなったため、墓園使用料を50万4,000円増額しております。

款2財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金につきましては、管理基金の利子といたしまして2,000円を増額しております。

款3繰入金、項1繰入金、目1他会計繰入金につきましては、前年度繰越金の増額により墓園事業単独の運営収支によって採算が取れたため、一般会計から繰入れする必要がなくなったことから115万3,000円を減額し、同様に管理基金からの繰入れについても31万円を減額しております。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、令和4年度決算による繰越金の確定によりまして137万9,000円を増額しております。

以上で令和5年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算(第1号)についての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(松浦崇志) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第6号 令和5年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第4号)

○議長(松浦崇志) 日程第14、議案第6号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 議案第6号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第4号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的支出を19万2,000円減額し、事業費用の総額を5億4,689万8,000円としております。

次に、第3条におきまして、資本的収入につきまして、工事負担金を1,118万2,000円減額し、総額を3億4,110万円としております。また、資本的支出につきまして、建設改良費を4,680万円減額し、総額を4億7,154万1,000円としております。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を6,320万7,000円に改めております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(松浦崇志) 経済建設部長。

○**経済建設部長（松谷真利）** 議案第6号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

主な内容としましては、人件費関係経費についての補正、消費税の補正及び工事の進捗に伴う建設改良費等を補正するものであります。

1 ページを御覧ください。

第2条、収益的支出の第1款事業費用は、第1項営業費用を133万4,000円減額し、営業外費用に消費税を114万2,000円追加し、総額を5億4,689万8,000円としております。内訳は4ページに掲げておりますが、原浄水費に給料を追加、給水費に給料、法定福利費を追加し、手当を減額、総係費におきまして給料を追加、手当、退職手当組合負担金を減額するものです。

次に、第3条は、資本的収入では第1款資本的収入、第1項工事負担金において1,118万2,000円の減額、資本的支出では第1款資本的支出、第1項建設改良費において4,680万円を減じて、資本的支出の総額を4億7,154万1,000円としております。内訳は6ページに掲げております。太田水管橋更新工事詳細設計業務委託につきましては、工事内容の検討等に時間を要し、年度内での実施を見送り減額をするものです。揖保線管路実施設計業務委託につきましては、当該道路沿道に新たな土地利用の実現に向けた取り組みが推進されておりますが、地区内における事業規模や道路、水路、区画割り等、詳細な計画が令和6年度に行われることに伴い、減額をするものです。鵜地内配水管移設工事につきましては、県道整備事業の進捗に合わせて実施しており、県の事業との調整の結果、次年度実施することとしたため、工事費、工事負担金を減額とし、併せて工事請負費も減額するものでございます。車両及び運搬具購入費につきましては、騒音規制対応に伴うメーカーの生産体制の遅れから年度内納車が見込まれず、購入を見送り減額するものです。

第4条は、当初予算第7条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございますが、職員給与費の補正額である133万4,000円を減額し、補正後の額を6,320万7,000円としております。

以上で議案第6号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○**議長（松浦崇志）** 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第15 議案第7号 令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）**

○**議長（松浦崇志）** 日程第15、議案第7号令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長（沖汐守彦）** 議案第7号令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

まず、その内容としましては、収益的支出について231万2,000円を追加し、下水道事業費用の総額を13億28万4,000円としております。

次に、資本的収入では7,700万円を減額し、資本的収入の総額を7億836万6,000円としております。また、資本的支出におきましては、建設改良費を7,700万円減額し、資本的支出の総額を11億497万1,000円としております。これに伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を5,298万5,000円に改めております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ここで町長より令和6年度の施政方針の説明をお伺いしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。

なお、町長の説明中に正午をまたぐ場合は会議を続行いたしますので御了承いただきます。

それでは、町長より施政方針の説明をお願いします。

町長。

○町長（沖汐守彦） 本日、令和6年第1回町議会定例会の開会に当たり、太子町一般会計予算及び各特別会計予算並びに企業会計予算をはじめとする諸議案を御審議いただくことに際しまして、町政運営に係る基本的な方針と新年度における施策の概要について説明をさせていただきます。

まず初めに、先ほども申し上げましたが、本年1月1日に発生いたしました能登半島地震におきましては、震災、津波によって亡くなられた全ての方々の御冥福を心からお祈りいたします。また、被害に見舞われ今もなお厳しい生活を送っておられる被災者の方々、あるいは関係者の方々皆様に改めてお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復旧復興に向けまして、本町としましても兵庫県あるいは関係機関と連携しながら人的、物的支援をはじめとできる限りの支援を継続してまいりたいと考えております。

さて、3年余りにわたって猛威を振るいました新型コロナウイルス感染症は、昨年5月に感染症法上の位置づけが2類から5類相当へ移行されました。現在、基本的な感染防止対策を継続した上で様々な行事や会合などがおおむね復活し、コロナ禍で失われた人々の笑顔、元気、地域での交流や体験活動が元に戻りつつあることをうれしく感じております。

昨年、本町におきましては人口減少時代の持続可能なまちづくりに向けまして行財政改革推進本部、あるいは専門部会を立ち上げ、全庁体制で行財政改革に着手いたしました。具体的には、子育て支援の一元化、公共施設の維持管理、行政組織の見直しなどについて協議を進めてきたところであります。令和6年度におきましては、各種事業のスクラップ・アンド・ビルド、各種補助金、委託金や施設利用料などの見直しをはじめ、旧児童館の撤去及び文化会館、保健福祉会館の改修を機とした公共施設の最適化に向けた取り組みの推進など、新たな行財政改革の礎を完成させる1年にしていきたいと考えております。また、多様化する住民ニーズ、感染症や自然災害などで激変する社会情勢に対応していくためには行政の質を高めていくことは当然のことながら、住民の皆様や各種団体の皆様と協働して、時には役割分担しながらまちづくりを進めていくことが必要であると考えています。聖徳太子の「和をもって貴しとなす」の精神を基盤に、行政、議会、住民が一体となり、これからも住み続けたい、あるいは住んでよかったと実感できる“和のまち太子町”の創造に向けまして全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位をはじめ、住民の皆様の御指導、御支援を改めてお願いいたします。

それでは、令和6年度、本町が取り組む施策の概要につきまして第6次太子町総合計画の5つの基本政策に沿って申し述べます。

基本政策1「いきいきと輝くまち」、大施策1「地域活動の推進について」であります。

全国的に少子・高齢化や単身世帯の増加、あるいはライフスタイルの変化などに伴い人と人と

のつながりや地域コミュニティの希薄化が進んでいます。そのため、地域文化の衰退や相互扶助の機能低下などが懸念され、社会貢献に資する地域活動を後押しする仕組みづくりが必要となっています。そのため、昨年度に引き続きまして提案型協働事業を実施し、町内で広域的な活動を行う住民活動団体より地域課題や社会的課題の解決につながる事業の提案を募り、効果が高いと認められるものにつきましては幅広く採択し、行政と協働しながら提案事業を展開してまいります。また、企業、NPO団体、社会福祉関係施設、高等学校、大学などを地域の大切な資源と位置づけ、町との連携協定、企業版ふるさと納税制度などを活用し、産学と協働によるまちづくりを推進いたします。

大施策2「地域産業の活性化について」であります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内企業の経営継続を支援するため、経営継続支援緊急対策利子補給事業により、国による融資の返済利子支援が終了しました事業所に対して町による利子補給を継続して実施します。農業の振興に当たっては、農業従事者の高齢化、後継者不足が大きな課題となっています。次世代の農業の担い手を確保し、本町の農業の持続を図るため、農業経営基盤強化促進法による青年等就農計画で策定を受けた就農者に対しまして新規就農者育成総合対策事業により支援を行います。また、若手の農業者の相互研さん、情報交換の組織でありますメッツファームプラスとも連携しながら取り組みの充実を図ってまいります。一方で、農作物の生産性を向上するためには、圃場整備事業により農地の集積・集約化を図ることが重要であります。岩見構下地区においては農地の整備工事が完了し、換地処分により各土地の権利が確定しております。効率的で省力的な農業の実現、安定的な農業の持続を図るため、高生産農業集積促進事業を実施し、事業区域内の農業担い手への集積を図ります。また、西脇・広坂ほ場整備事業については本年度で工事が完了し、以後は測量や権利の確定を経まして事業完了を目指します。石海中部地区ほ場整備事業については、地区内権利者の合意形成を図りながら、引き続いて営事業採択に向けまして検討を進めてまいります。また、増加する鹿やイノシシなどの鳥獣に対する農作物の被害に対応するため、有害鳥獣捕獲業務を実施しておりますが、従事者の高齢化あるいは固定化に伴う後継者の確保が課題になっていることから、狩猟免許取得と免許更新に要する費用を補助する狩猟免許取得更新補助事業を新たに実施し、業務の安定的な持続を図ります。

大施策3「地域資源の活用について」であります。

人口の流動性は時代とともに高くなっており、進学や就職を契機とした若者世代の都市部流出に伴う人口減少により、地域経済の縮小が懸念されています。地域の経済を活性化していくためには、将来を担う若者世代の移住・定住の促進が課題であると考えております。また、若者世代の2人に1人が何らかの奨学金制度を利用しており、奨学金の返還は若者にとって大きな負担となり、将来の生活設計への不安から結婚や出産に影響し、少子化や人口減少につながりかねない状況となっております。こうした社会情勢を踏まえ、本町では県で制度化されております奨学金返還負担軽減制度に取り組む町内中小企業者に対し、奨学金返還の企業負担分の一部を町が補助することで、奨学金を返還しながら働く若者世代の支援や太子町への移住・定住につなげたいと考えております。制度の創設に当たっては、地元企業や商工会などの関係機関と協働し、導入する企業の増加を図りながら町内中小企業の人材確保も併せて推進していきます。

本町の玄関口として活用されていますJR網干駅は京阪神までが通勤圏となっていることから、日々多くの方が利用されています。JR網干駅付近の利便性のさらなる向上を図るため、都市計画道路網干線、県道龍野線、JR網干駅周辺区域整備事業の道路ネットワークの構築に向けまして、兵庫県、姫路市と調整しながら道路整備工事を推進してまいります。また、道路沿線

の適切な土地活用を誘導するために用途地域の見直しも併せて検討してまいります。

基本政策2「学び成長するまち」、大施策1「子育て支援の充実について」であります。

核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化などにより、孤立する保護者あるいは育児に不安を抱える保護者が増加していることから、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない継続した支援が必要となっております。本町は令和6年度からこどもえがお課を教育委員会内に新設し、子供に関する窓口の一元化や包括的な支援体制の構築により、保護者が利用しやすく気軽に相談できる環境を提供してまいります。また、子供の健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりを一層進めるため、令和5年度に実施しましたアンケート調査結果に基づき、第3期太子町子ども・子育て支援事業計画を策定します。さらに、こども家庭センターを設置し、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が有していました機能を生かしながら、一体的な組織体制で子育てに困難を抱える家庭に対して切れ目なく、漏れなく支援してまいります。

具体的支援の1つとして、家事や子育てに不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどの家庭に対して子育て世帯訪問支援事業を実施します。訪問支援員の訪問により不安や悩みをお聞きし、家事や子育てを支援することにより家庭環境を整え、虐待リスク等の未然防止を図ります。また、産前産後サポート事業として、これまでは妊婦及び月齢の近い児を持つ母親が集まり、保健師などが育児相談を行いながら必要な支援を行ってまいりました。令和6年度より新たに専門職による産後デイサービスを実施することにより、より細やかに対応してまいります。さらに出産後の心身の不調や育児不安などを解消し、安心して子育てができる環境を整えるため、医療機関などで専門的な支援を実施していた産後ケア事業について、令和6年度より利用時間や回数を増やすなどの支援の拡充をしてまいります。

大施策2「学校教育の充実について」。

新型コロナウイルス感染症など社会情勢が目まぐるしく変化する中で、子供たちを取り巻く環境も大きく変化しております。そうした状況においても、子供たちが将来の夢や目標に向かって主体的に自己実現できるよう育成していくことが、これからの教育に求められています。そのため、令和6年度から指導主事を追加配置するとともに、新たに小学生の初期段階から話す、聞く、読む、書くなどの言語認識能力の育成に取り組むため、国語科指導においては有識者を招いた推進委員会を設置し、町内小学校が連携した授業研究や教職員研修を行い、体系的な指導体制を構築していきます。また、外国語指導においても外国語指導助手を追加配置し、ネイティブスピーカーを活用した指導の充実を図ります。さらに、中学校においては生徒会役員が中心となる中学生サミットを開催し、自治的活動の一層の推進を支援します。学識経験者のコーディネートの下、中学生が身近に抱える課題について議論することにより、よりよい学校生活の構築方法や問題解決能力の育成を図ります。

快適で衛生的な教育環境の整備については、石海小学校屋外運動場トイレの改修工事設計及び太子西中学校南校舎トイレの洋式化等の改修工事を実施します。一方で、年間30日以上欠席している長期欠席者や不登校児童・生徒数は年々増加傾向にあり、喫緊の課題となっております。不登校になるきっかけや背景は複雑であり、個に応じたきめ細かな支援が必要であります。そのため、従来の適応指導教室を新たに教育支援センターとしてふれあいホールに設置し、不登校児童・生徒の学校復帰や自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立していけるよう、学習支援や進路相談、教育相談などの支援を強化していきます。また、ひきこもり状態にある本人や家族が安心して地域で暮らせるように、相談窓口の周知や居場所づくりなどの支援の拡充を図ります。

大施策3「社会教育の充実について」。

子供から高齢者までが文化・芸術やスポーツに関心を持ち、身近で利用しやすい環境づくりを推進していきます。具体的には、兵庫県が運営している公共施設予約システムを導入し、文化会館、町民体育館、地域交流館などの施設予約において手続の簡素化やオンライン決済により利用者の利便性の向上を図ります。老朽化が進行している文化会館、歴史資料館につきましては、文化芸術活動の拠点としての今後の在り方を検討していくとともに、基本設計に基づいた改修を確実に推進するため、実施設計を行ってまいります。総合公園陸上競技場につきましては、日本陸上競技連盟により認定されております第3種公認陸上競技場を維持する方向で改修工事に向けた事前検定を受けるなどの工事の準備を進めるとともに、老朽化した体育器具の更新を行います。図書館においては、読書に親しんでもらうための読書講演会や児童向けの講座などを開催するとともに、図書館のリサイクルや移動が困難な方に向けた移動図書館を実施してまいります。歴史資料館につきましては、歴史講座、現地見学会など多彩な講座を開催しながら地域の歴史や文化に触れる機会を充実してまいります。また、横山家庭園の町指定文化財の指定を祈念しまして江戸時代の大庄屋と村々の暮らしにまつわる企画展の開催を予定しております。

基本政策3「未来を守るまち」、大施策1「防災力の強化について」であります。

近年、地震や局地的な豪雨による被害が全国各地で頻繁に発生し、多くの貴重な命が失われております。自然災害は毎年のように起こり、その被害も甚大化しています。そのような状況の中、災害は必ず起こり得ると考え、事前の準備や対策を講じる必要があると考えております。本町におきましても、自主防災組織等と共同で防災訓練を継続的に実施することにより、年々激甚化する風水害や今後発生が予想されております南海トラフ巨大地震、山崎断層帯地震に対しても少しでも被害が軽減できるよう防災・減災対策を最大限講じてまいります。

令和元年度に整備しました防災行政無線につきましては、気象状況や地形等の要因により一部の地域から聞こえにくいとの御意見をいただいております。より広域に、より確実に、災害時の緊急情報を伝達するため、令和5年度に実施しました音域エリアの調査結果に基づき、スピーカーの増設、種類変更等の第2期工事を実施します。また、計画的に備蓄倉庫を整備するため、石海小学校防災倉庫の実施設計を実施するとともに、地域防災計画に基づき備蓄品の点検、拡充に努めます。導入後20年が経過した消防ポンプ自動車について、2台の更新を行います。更新車両は総重量3.5トン未満の普通免許対応車両とし、より多くの消防団員が運転できるものとし、丹生山においては、地域の生命と財産を土砂災害から守るため、兵庫県と連携しながら急傾斜地崩壊対策事業を推進しており、令和6年度は山林土地の境界確定及び急傾斜地の指定、擁壁設置工事を予定しております。また、同じく兵庫県と令和5年度から共同で推進しております栗岡池の耐震化整備費用につきましては、令和6年度から堤体補強工事に着工いたします。

大施策2「防犯・交通安全対策の充実について」であります。

たつの警察署、交通安全を進める会、防犯推進委員会などの関係機関と連携し、防犯パトロール、交通安全運動、交通安全教室、消費者相談などの取り組みを通じて防犯体制の充実と防犯意識、交通安全意識、消費者意識を高め、安全・安心のまちづくりを進めてまいります。令和6年度は消費生活相談員の対応日数を週3日から週4日に拡充し、新たに消費生活センターを開設して相談業務の充実を図ります。また、日々増加する特殊詐欺を防ぐため、昨年に引き続いて高齢者を対象とした自動録音機能つき電話の購入を補助します。さらに、街頭犯罪防止の観点から自治会などの地域団体が設置する防犯カメラについても補助を継続します。

大施策3「環境保全活動の推進について」であります。

社会のごみ問題は、過剰生産による廃棄物の生成やリサイクル不足により年々増加の一途をたどっております。環境への悪化が懸念されているため、持続可能な社会に向けて解決策の模索が

求められております。全町クリーン作戦の実施や連合自治会による河川美化活動への支援などにより、良好な生活環境の維持を引き続いて図ってまいります。また、家庭で取り組めるごみの減量化やレジ袋の削減などの啓発、資源ごみの集団回収運動に対する奨励金などにより環境問題に関する意識高揚を引き続いて図ってまいります。持続可能な社会を目指す取り組みの一環として兵庫県が実施する環境債（グリーンボンド）発行事業に参画し、得られました資金を公用車の電気自動車への買換えや充電設備の整備に活用することにより、二酸化炭素排出の削減や災害時の非常用電源の確保に取り組みます。

基本政策4「元気で笑顔のまち」、大施策1「健康づくり・医療の充実について」であります。

急速に少子化が進む中、地域や家庭環境などの違いにかかわらず、安心して子供を産み、全ての子供が健やかに育つ社会づくりが求められております。産科受診の経済的負担を軽減し、受診遅れによる妊娠中のリスク軽減や出産後の子育てに関わる継続的な支援につなげるため、低所得の妊婦の方を対象とした初回産科受診費用の助成を行います。また、生後1カ月児の身体異常の早期発見や虐待の早期発見、予防につなげるため、新たに1カ月児健康診査費用の助成を開始します。さらに、帯状疱疹は治癒後に苛酷な神経痛も危惧されていることから、令和6年度から新たに帯状疱疹ワクチン接種助成事業を創設し、発症予防を推進いたします。

大施策2「高齢者・障害者福祉の充実について」であります。

今後、高齢化の進展に伴い介護が必要となる方が急速に増えることが見込まれることから、健康寿命の延伸を目的とする介護予防事業を推進していきます。地域の通いの場への継続的な活動を支援するとともに、SNSなどのデジタル媒体を活用し、町独自に制作しました介護予防体操ぼうじい体操の普及など、住民の皆様が自分のペースで介護予防に取り組める環境を整備してまいります。また、やすらぎタクシー券の助成につきましては、対象者の見直し等について利用状況などを基に検証、分析を行いながら検討を進めていきます。高齢者の4人に1人が認知症または予備群と言われ、誰もが発症する可能性のある身近な病気とされています。認知症になっても本人の意思が尊重された環境で安心して暮らし続けられる地域づくりを推進するため、正しい認知症への理解を普及啓発するとともに、認知症当事者や家族のニーズに合った支援ができる体制づくりや認知症のケアの理解を深める講座を開催してまいります。さらに、障害者支援として、障害者等の負担を軽減し、日常生活がより円滑に行われるよう人工内耳埋込術施行者に対する給付の拡充をいたします。

大施策3「地域福祉の充実について」。

介護、障害、子育て、生活困窮問題が複合化することにより分野別の相談体制では対応が難しくなり、解決に結びつかない事例が増加しています。こうした高齢者、障害者、独り親などの複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、令和6年度においては福祉、保健、教育分野を越えて連携を図る相談記録体制を構築し、今後の包括的かつ一元的な相談支援を行う窓口の設置に向けて推進していきます。令和6年4月から導入が予定されている兵庫県パートナーシップ制度に合わせて、誰もが人生のパートナーと協力しながら安心して暮らせる環境を整備していきます。太子町民主化推進協議会と連携し、人権教育や人権啓発活動を推進し、性別や年齢など個々の置かれた状況にかかわらずお互いの人権を尊重し合い、それぞれの個性を十分に発揮できるまちづくりを推進します。

基本政策5「快適で持続するまち」、大施策1「都市機能の整備促進について」であります。

幹線道路の整備が進められていく中で良好な都市環境を形成していくためには、より高度な沿道の土地利用が求められています。都市計画道路揖保線の道路延長を契機に、沿道の利便性を有

効活用した産業拠点の形成を推進するため、沖代・米田地区の円滑な土地利用について地元地権者や関係機関と協働しながら合意形成を図ってまいります。スポーツや交流拠点となっている総合公園においては、さらなるにぎわい創出や効果的な公園管理の実現に向けて民間活力を導入した公民連携手法を検討し、公募により民間事業者を募集する予定であります。橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の効率的で効果的な修繕工事を実施することで今後の維持管理コストの縮減や安全性の確保を図ってまいります。水道管の更新については、管路更新計画や毎年実施しております漏水調査に基づき、優先順位を設けた上で計画的に実施してまいります。下水道施設の計画的な補修や改築等を実施し、施設維持費用の平準化を図るため、ストックマネジメント計画を策定します。また、豪雨時に発生する浸水箇所の解消を図るため、大津茂川右岸第一排水区における雨水幹線整備事業を継続して取り組んでまいります。

大施策2「行政基盤の確立について」。

10年後の町が進むべき方向を示した第6次太子町総合計画が折り返しの5年を迎え、前期基本計画の計画期間が満了となります。計画に掲げた目標に向けての現状分析や課題の整理、国や県の動向、行政のデジタル化などを踏まえながら後期基本計画の策定をしていきます。新型コロナウイルス感染症の影響から生活様式が大きく変化し、行政におけるオンライン手続やキャッシュレス決済、テレワーク、オンライン会議などが急速に拡大し、行政サービス全体でデジタル技術の活用推進が求められております。本町におきましても住民サービスの向上や行政事務の効率化を図るため、様々なデジタル技術を活用した行政施策を展開してまいります。町のホームページにおいて行政情報を日中はもとより、夜間や休日においてもきめ細かに提供するため、人工知能を活用した自動会話システム、AIチャットボットを導入します。また、業務効率の向上を図るため、文書作成やアイデア出しなどの支援をするChatGPTの活用や、迅速な意思決定、ペーパーレス化を実現するための電子決済システム、業務の効率化やセキュリティ強化を目的としたネットワークを導入してまいります。マイナンバーカードは、デジタル社会の基盤となっております。より利用者の普及を図るため、出張による申請受付や休日申請、交付の実施、広報紙やSNS等を利用した広報に加え、高齢者施設等入所者の申請をサポートするための体制を整備してまいります。公共施設の利活用については、老朽化が進行しています保健福祉会館を最大限に有効活用するため、公民館などの統合を視野に入れた改修設計を行ってまいります。

以上が令和6年度まちづくりに取り組む私の所信と施策の概要となります。今期定例会に提案しております案件につきまして、慎重なる御審議の上、適切な御議決をいただきますようお願い申し上げます、終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦崇志） 町長の施政方針の説明は終わりました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後0時11分）

（再開 午後1時15分）

○議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第16 議案第8号 町道路線の認定について

○議長（松浦崇志） 日程第16、議案第8号町道路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第8号町道路線の認定について説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、都市計画法第40条の帰属による道路2路線を認定するものであり

ます。起点、終点、道路延長、道路幅員等の概要につきましては、議案別紙に添付しております。また、箇所につきましては参考資料に路線地図を添付しております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第17 議案第9号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

○議長（松浦崇志） 日程第17、議案第9号地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第9号地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う条ずれの改正を行うものであります。

改正内容は、第1条で太子町監査委員に関する条例、第2条で昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例、第3条で太子町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の地方自治法から引用する条を定めるものであります。施行日は令和6年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第18 議案第10号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第18、議案第10号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第10号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、令和5年10月に開催されました太子町行財政審議会において、選挙管理委員会の委員の報酬額については行政委員会の委員にもかかわらず低い支給水準にあり、類似3町や近隣市町等の検証単位における均衡を念頭に、改定も含めた検討を実施されたいとの答申を受けまして報酬額を改正するものであります。

改正内容は、別表中、委員その他で整理していた選挙管理委員会委員の報酬を表中に新たな項で規定するもので、改正後の委員長報酬額は「8,600円」から「1万2,000円」に、委員の報酬額は「8,400円」から「1万円」になります。施行日は令和6年4月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第11号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第19、議案第11号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第11号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、令和5年10月に開催された太子町財政審議会において、副町長及び教育長の減額措置は町長の給料との均衡から現状を据置き、減額期間については町長と同様に期間を設定することが適当であるとの答申を受け、改正するものでございます。

主な改正内容は、副町長と教育長の減額期間を「当分の間」から「現在の町長の任期末である令和8年11月12日までの間」に合わせるよう改正するものであります。施行日は公布の日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（松浦崇志） 日程第20、議案第12号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第12号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、令和5年10月に開催された太子町行政審議会において、類似3町との均衡に鑑み、給料表及び管理職手当を現在の水準から引き上げることが適当であるとの答申を受け、一般職の給与について改正するものでございます。

主な改正内容は、同規模団体と同様の水準となるように給料表について「1から6級」を「1から7級」に改正し、「7級には部長級」を置くこととし、関係箇所につきましても併せて改正しております。また、管理職手当につきましても同規模団体と同様の水準となるように引き上げる改正とし、管理職員特別勤務手当に関する規定につきましては、平日の臨時的な業務等についての規定がないことから追加する改正を行っております。施行日は令和6年4月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第12号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

人材の確保は、太子町の行政運営を進める上で重要な課題となっております。近年は国の指導

による賃上げ、民間企業や他の自治体との間での人材確保の競争など、優秀な人材の確保が年々困難な状況となってきております。このことから入庁希望者を増やすとともに、働く職員の定着を図るため、職員の給与の引上げについて行財政審議会に諮問し、職員の給与については同規模団体との均衡から7級制の導入、並びに管理職手当を引き上げる旨の答申を受けたことから、本答申に基づき、一般職の職員の給与に関する条例について一部改正するものでございます。

具体的な内容といたしまして、当町におきましては職員の給与の基本給となる給料表は部長級と課長級は6級を適用しております。同規模団体の部長級は7級を適用しております。同様の水準となりますように給料表を「7級」まで改正し、関係課長につきましても併せて改正しております。また、管理職手当につきましては、部長級は「6万7,000円」から「8万2,000円」、課長級は「5万6,000円」から「5万8,000円」、副課長級は「3万3,000円」から「3万9,000円」に引き上げる改正とし、管理職員特別勤務手当に関する規定につきましても、平日の0時から5時の間の臨時的な業務等につきまして規定がないことから、追加する改正を併せて行います。

以上、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第13号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第21、議案第13号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第13号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

当町は、従来から人事院勧告を踏まえた国家公務員給与に準拠しており、給与水準を決定する上で人事院勧告を民間準拠の根拠としてきたことから、このたびも同様にこれを尊重し、人事院勧告及び総務省の助言の内容に準じて会計年度任用職員の給与において改定を実施するものでございます。

主な改正内容は、期末手当支給要件と同様の要件を満たしている会計年度任用職員について、一般職と同様の支給率で勤勉手当を支給できるようにするものであります。施行日は、令和6年4月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第13号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

このたび地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が明記されました。また、総務省の助言で、令和6年度から会計年度任用職員に対しまして勤勉手当を支給すべきとされたことから、当町におきましてもこれを尊重し、国の改正の内容に準じて会計年度任用職員の勤勉手当の支給を可能とするよう改正を行うものでございます。

具体的な内容といたしまして、まず支給対象につきましては期末手当と同様に任期の定めが六月以上の会計年度任用職員であり、一般職の職員同様基準日に在職する職員に対し、基準日以前

6 カ月以内の期間における当該職員の勤務期間に応じて、それぞれ基準日である 6 月 1 日と 12 月 1 日の属する月、6 月については 6 月 30 日、12 月につきましては 12 月 10 日に支給することといたします。なお、基準日前 1 カ月以内に退職または死亡した職員についても同様としております。

次に、勤勉手当の額につきまして、勤勉手当基礎額に 100 分の 102.5 を乗じて得た額を総額としております。この勤勉手当基礎額とは、それぞれその基準日現在において当該会計年度任用職員が受けるべき報酬または給与の月額としております。

附則第 1 条にて、この条例の施行日を 6 月 1 日から施行することと規定しております。

次に、附則第 2 条におきましては、この改正により影響する職員の育児休業等に関する条例について、基準日に育児休業している会計年度任用職員についても勤務期間に応じて支給対象となるように改正を行っております。

以上、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 2 2 議案第 1 5 号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第 22、議案第 15 号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第 15 号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正理由は、主に 3 点でございます。1 点目は、令和 9 年度に兵庫県下統一の保険料率に移行されることに伴い、本町の保険料率を令和 9 年度までに兵庫県の標準保険料率に引き上げるために保険料率の改正を行うものでございます。2 点目は、閣議決定された税制改正大綱に基づき、国民健康保険税の課税額に係る限度額を引き上げるものでございます。3 点目は、同様に閣議決定された税制改正大綱に基づき、軽減判定基準を引き上げるものでございます。施行期日につきましては令和 6 年 4 月 1 日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第 15 号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

まず、保険料率の改定であります。医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分について議案概要書 11 ページ、12 ページに示しているとおり、率、額の引上げを行います。

次に、保険税の課税額に係る限度額を引き上げるものでありますけれども、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「22 万円」から「24 万円」に引き上げるものでございます。

次に、軽減判定基準の引上げですが、応益割の 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「29 万円」から「29 万 5,000 円」に引き上げ、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「53 万 5,000 円」から「54 万 5,000 円」に引き上げるものでございます。

改正内容につきましては、国が示す改正基準の内容に基づいておりまして、これに税率改定の

内容を反映した規定となっております。施行期日につきましては令和6年4月1日としておりますが、国民健康保険税の課税限度額の引上げの部分につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行の日としております。いずれも令和6年度分の国民健康保険税から適用されることとなります。

以上、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第23 議案第16号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（松浦崇志） 日程第23、議案第16号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第16号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法の規定により、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画に関し、第1号被保険者の介護保険料を設定するものでございます。

主な改正内容につきましては、介護給付費準備基金を取り崩すことで介護保険料の基準額を第8期からの据置きとする一方、介護保険法施行令の改正により第1号被保険者の介護保険料標準段階について、現行の「標準9区分」から「標準13区分」に多段階化されたことで、本町の介護保険料標準段階も「11区分」から「14区分」に変更することに伴い、各段階の保険料を設定するものでございます。また、第9段階以上の段階において区分する基準所得金額の見直しを行っております。施行日は令和6年4月1日となります。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第16号太子町介護保険条例の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。

改正内容につきまして、まず第4条第1項において、第8期までに積み立てられました介護給付費準備基金を取り崩すことで、令和6年度から令和8年度までの3年間の介護給付費見込額を賄うことが可能であるという算定結果によりまして、介護保険料の基準月額につきましては第8期からの据置きとし、年額7万5,600円としております。

次に、区分の改正、変更することに伴いまして、第9段階の年額を「12万8,520円」へ、第10段階の年額を「14万3,640円」へ、第11段階の年額を「15万8,760円」へ、第12段階の年額を「17万3,880円」へ、第13段階の年額を「18万1,440円」へ、第14段階の年額を「18万9,000円」へと改正するものでございます。また、第9段階と第10段階を区分する基準所得金額を「400万円」から「420万円」へ、第10段階と第11段階を区分する基準所得金額を「500万円」から「520万円」へ改正しまして、それ以降は100万円ずつ積み上げて基準所得金額を設定し、第13段階と第14段階を区分する基準所得金額を「820万円」と設定しております。

次に、第4条第2項において、所得の少ない者の減額賦課に係ります基準の見直しも併せて行われたことから、第1段階の年額を「2万1,540円」へ、第2段階の年額を「3万6,660円」へ、第3段階の年額を「5万1,780円」へ改正しております。さらに、第6条第3項におきまして、

先ほど申し上げました介護保険料標準段階の多段階化に伴いまして、介護保険法施行令の号数の追加に合わせた改正を行っております。また、第6条第4項におきまして、第1段階から第3段階の年額を月額に直しますと1,000円単位の額となりますことから、端数処理について改正をしております。

以上、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げまして、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第24 議案第17号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第24、議案第17号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第17号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

消防団員等の公務災害に係る補償基礎額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に従い、各市町が条例で定めることとされております。今般、上記政令の基準額が一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い改められたことから、本町条例の補償基礎額も基準のとおり改正するものとします。施行日は令和6年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第25 議案第18号 太子町教育支援センター設置条例の制定について**

○議長（松浦崇志） 日程第25、議案第18号太子町教育支援センター設置条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第18号太子町教育支援センター設置条例の制定について説明を申し上げます。

不登校支援については、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の趣旨を実現するために、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する基本指針が文部科学省から出されております。同基本方針では、不登校児童・生徒の多様で適切な教育の機会として、教育支援センターの設置を自治体で促進することが示されています。本町では、従来より適応指導教室において不登校支援を行ってきましたが、同教室が令和6年4月1日からふれあいホールへ移転することを契機に、学校生活への復帰を含めた社会的自立に向けた支援を展開するために新たに太子町教育支援センターとして位置づけ、設置を条例にて定めるものであります。施行日は令和6年4月1日としております。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第18号太子町教育支援センター設置条例の制定について詳細説明を申し上げます。

条例の内容でございますが、第1条で設置の目的について規定しております。第2条につきましては、名称及び位置でございます。現在のふれあいホールの位置をセンターの位置としております。第3条におきまして、事業の目的を1号から5号に規定しております。第4条につきましては、職員についての規定でございます。また、第5条で規則への委任を規定しております。附則の第2項で太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について規定しております。現在のふれあいホールの項目を削除するという内容でございます。

以上、慎重な審議をお願いしまして詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第26 議案第19号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

○議長（松浦崇志） 日程第26、議案第19号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第19号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について説明を申し上げます。

本件は、組織する市町の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく関係地方公共団体との協議及び同法第290条の規定に基づく議会の議決をお願いするものでございます。

改正内容は、同規約の第11条第3項で規定する識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期を「3年」から「4年」に変更すること、また別表第1号表で規定する組合を組織する市町等から丹波少年自然の家事務組合を削除するものとなっております。施行日は令和6年4月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時47分）

（再開 午後1時48分）

○議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

**日程第27 議案第14号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（松浦崇志） 日程第27、議案第14号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第14号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、戸籍法の一部を改正する法律を踏まえ、地方公共団体の手数料の標準に関する

政令の一部を改正する政令が公布され、令和6年3月1日に施行されることに伴い、本籍地以外での戸籍等の取得及び行政機関での戸籍関係書類の省略を目的とした戸籍電子証明書提供用識別符号の発行が可能となること等から、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容は、各種手数料を規定する別表について政令に準じて規定を整備するものであります。施行日は令和6年3月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第14号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

当条例の改正内容につきましては、各種手数料を規定する別表のうち戸籍法関係の事務に関する部分について政令に準じて規定を整備いたします。当条例の改正につきまして、影響が主に3点ございます。

まず、1点でございます。戸籍謄本等の広域交付が開始されることに伴いまして、磁気ディスクをもって調整されました「戸籍」及び「除籍」に係る表記を「戸籍証明書」及び「除籍証明書」に改め、広域交付に係る手数料は戸籍謄本等の交付手数料と同額とし、1通につき戸籍は450円、除籍は750円とするものであります。2点目は、電子証明書提供用識別符号に係る発行手数料について、戸籍に係る発行手数料の額は1件につき400円、除籍に係る発行手数料の額は1件につき700円とするもので、いずれもマイナポータルを利用する場合及び戸籍証明書等と同時に取得する場合は無料としております。3点目は、戸籍の届け書の画像を電子化し、届け書等情報として作成できることに伴い、証明書の交付及び閲覧が可能なものとして届け書等情報を追加し、その証明書の交付及び閲覧に係る手数料の額は届け書、その他の書類の記載事項証明書等の交付及び閲覧と同額とし、交付につきましては1通350円、閲覧も1件につき350円とするものでございます。なお、各種手数料の金額等については政令の内容とおりの規定であります。施行につきましては令和6年3月1日としております。

以上、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時53分）

（再開 午後3時10分）

○議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

先ほど所管の福祉文教常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいております議案第14号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について委員会の審査報告を求めますので、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議案第14号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 追加日程第1、議案第14号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これについては、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それでは、委員会審査報告書を読み上げ報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第14号。付託年月日、令和6年2月22日。件名、太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年2月22日木曜日午後1時59分から午後2時19分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①戸籍電子証明書提供用識別符号とはとの質疑に、戸籍謄本等に代えて提出することで提出先の機関が法務省の戸籍情報連携システムと連携し、戸籍情報をダウンロードするためのパスワードに当たるものである、今後パスポートの申請時などに戸籍謄本等の添付省略が可能になるとの答弁があった。

②戸籍証明書は450円で識別符号の発行は400円ということかとの質疑に、そうであるとの答弁があった。

③今まで戸籍謄本等を提出していたものが今後必要なくなるのかとの質疑に、戸籍の提出が必要なくなるわけではなく、戸籍証明書等か識別符号が必要であるとの答弁があった。

④識別符号は紙で交付され、有効期限は3カ月で、今まで交付されていた証明書の代わりとなるのかとの質疑に、そうであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（松浦崇志） 以上で福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第28 議案第20号 令和6年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長（松浦崇志） 日程第28、議案第20号令和6年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第20号令和6年度兵庫県太子町一般会計予算について説明を申し上げます。

総額は134億1,978万6,000円、対前年度比で9億8,022万8,000円、7.9%の増であります。

歳入予算の主な増減は、町税において町民税が定額減税の影響により1億5,211万5,000円の減、町たばこ税は3,822万4,000円の増など、総額では対前年度比1億3,008万2,000円、3.2%の減でございます。地方特例交付金は、対前年度比2億1,808万3,000円の増、494.8%の増であります。繰入金は対前年度比2億7,160万4,000円、28.1%の増、町債は対前年度比2億9,950万円、93.8%の増でございます。

歳出予算の主な増減は、総務費、ふるさと納税関連経費等の増により対前年度比2億7,190万5,000円、15.9%の増、民生費は子育て関連経費等の増により対前年度比5億1,584万3,000円、11.3%の増、衛生費は定期接種化に伴う新型コロナワクチン接種委託料等の減により対前年度比2億3,759万7,000円、21.9%の減、消防費は防災行政無線第2期工事費の増等により対前年度比1億3,890万4,000円、27.3%の増、教育費は太子西中学校南校舎トイレ改修工事費の増等により対前年度比1億5,050万円、9.9%の増でございます。そのほかに債務負担行為については4事業を、地方債については11事業を設定し、一時借入金の限度額は10億円、歳出予算の流用は前年度と同様としております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第20号令和6年度兵庫県太子町一般会計予算について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明させていただきます。

42ページをお願いいたします。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費は、前年度比182万5,000円の増であります。新規事業として議会改革及び議会基本条例の制定等を目的といたしました研修会の関係経費を計上しております。

44ページをお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費における人件費は、節2 給料が前年度比80万1,000円の増、節3 職員手当等は355万9,000円の増であります。主に昨年8月の人事院勧告に基づきます給与等の改定や会計年度任用職員に対して新たに勤勉手当を支給するためでございます。また、節4 共済費は、給料等の増に伴いまして前年度比1,963万6,000円の増、人件費全体では前年度比1億6,674万3,000円の増となっております。

46ページをお願いいたします。

節12委託料のうち勤怠管理システム構築委託料及び同システム保守委託料は、職員の健康管理や業務改善等を図るため、勤怠管理及び電子決済システムの環境を構築するものであります。

目2 文書広報費、節12委託料のうちA Iチャットボット住民窓口システム構築委託料及び節13使用料及び賃借料のうち同システム使用料は、A Iを用いましたチャット形式の自動応答により多岐にわたる行政情報などを夜間や休日においても提供し、住民サービスの向上を図るものでございます。

48ページをお願いいたします。

目5 財産管理費、節14工事請負費、庁舎北側駐車場電気自動車用充電設備整備工事費及び節17備品購入費は、地球温暖化対策の取り組みとして脱炭素化推進事業債を活用し、充電設備の整備及び公用車を電気自動車へ買い換えるものでございます。

52ページをお願いいたします。

目7 企画費、節12委託料のうち総合計画後期基本計画策定業務委託料は、第6次太子町総合計画後期基本計画の策定及び同計画に内包します太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略を太子町デジタル田園都市国家構想総合戦略に改めまして策定するものでございます。節18負担金、補助及び交付金のうち太子町若者定住中小企業奨学金返還支援事業補助金は、若年者の地元就職、定住の促進及び町内中小企業の人材確保を図るため、県で制度化されております従業員への奨学金返還負担軽減制度を設ける町内中小企業に対し当該企業の負担額を支援するものでございます。

目8 電子計算機費、節12委託料のうち自治体情報システム標準化調査等委託料は、令和7年度末までにガバメントクラウドへ住民情報システムを移行するため、現システムの調査やクラウドへの移行に係る経費でありまして、業務システム構築委託料につきましては職員が利用する業務用ネットワーク等の更新経費でございます。

54ページをお願いいたします。

目10防犯対策費、節18負担金、補助及び交付金のうち自動録音電話機等購入費補助金は、増加する特殊詐欺を未然に防ぐために高齢者が自動録音電話機等を設置する場合、電話機は1万円、録音機は5,000円を上限として購入経費を助成するものでございます。

56ページをお願いいたします。

目12コミュニティー施設整備費、節14工事請負費は、指定避難所や各種選挙の投票などに使用いたします農村交流センターの屋根の防水改修を行うものでございます。

58ページをお願いいたします。

項2 徴税费、目2 賦課徴収費、節12委託料のうち軽自動車税手続電子化に伴うシステム改修業務委託料は、令和6年度から二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車に係る軽自動車税手続が電子化されることに伴うもの、また定額減税に伴いますシステム改修業務委託料は、令和5年度一般

会計補正予算（第7号）で債務負担行為を設定して着手いたします税務基幹システムの改修経費でございます。

60ページをお願いいたします。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費、節7 報償費は、マイナンバーカード普及促進を図るため、施設入所中の高齢者や障害者の申請を施設職員等にサポートしていただくものでございます。節12委託料のうち戸籍総合システム法改正対応作業委託料は、読みがな対応等に係りますシステム改修の経費を計上しており、戸籍情報システム等標準化対応作業委託料は、令和7年度末までに地方公共団体システムがガバメントクラウド上へ移行することに伴い、現行システムの調査等を行う経費でございます。また、住基ネットワーク構築委託料及び節17備品購入費は、機器の更新によるものでございます。

64ページをお願いいたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節12委託料のうちひきこもり支援ステーション事業委託料につきましては、ひきこもりに関する相談等や居場所づくりに係るものでございます。また、虐待等管理システム導入委託料及び同システム保守委託料並びに節17備品購入費につきましては、重層的支援体制への移行準備経費として分野を超えて相談を記録するシステムの導入経費を計上しております。節27繰出金、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、前年度比1,470万9,000円増の2億6,176万3,000円、66ページの目2 老人福祉費、節27繰出金、介護保険特別会計繰出金は、介護給付費等の増により前年度比311万9,000円増の4億1,199万3,000円としております。

目4 後期高齢者医療費、節18負担金、補助及び交付金、後期高齢者医療費負担金につきましては、前年度比3,737万円増の4億471万8,000円を計上しております。

68ページをお願いいたします。

目5 障害福祉費、節19扶助費のうち地域生活支援事業給付費につきましては、障害者等の日常生活がより円滑に行われるよう人工内耳埋込術を施行したものに対する人工内耳体外物装置の補助基本額の引上げや人工内耳用電池を給付品目に追加し、給付内容を拡充するものでございます。

次に、70ページから72ページにわたりますが、72ページの目8 保健福祉会館管理費、節12委託料の末尾にあります保健福祉会館大規模改修実施設計業務委託料は、老朽化した施設の大規模改修に係る実施設計を行うものでございます。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、節12委託料のうち子育て世帯訪問支援事業委託料は、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に子育て家庭等の訪問を居宅介護事業所に委託するものでございます。また、虐待等管理システム導入委託料及び節13使用料及び賃借料は、さきに説明いたしました項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費と同様に重層的支援体制への移行準備経費として計上しております。

74ページから76ページの76ページの目2 保育所費の節14工事請負費につきましては、築30年が経過いたします斑鳩保育所において劣化の目立つ屋根及び外壁を改修するものでございます。

76ページから78ページでございますが、目5 児童措置費、節19扶助費のうち児童手当は、制度改革に伴い10月分以降の所得制限を撤廃、支給対象を高校生年代までに拡充し、12月以降については隔月で支給するものでございます。

目7 子育て支援施設運営費、80ページの節14工事請負費につきましては、子育て支援センターの開設に伴い閉館いたしました旧児童館を解体するものでございます。

86ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3母子衛生費、節7報償費は、産後1年までの母子を対象に月1回、産後の身体の調整や育児助言を行う産後デイサービスの専門職講師に対する謝礼でございます。

88ページをお願いいたします。

節12委託料のうち初回産科受診委託料は、低所得者の初回受診費用を助成するもので、1カ月児健診委託料は、乳児の健康の保持及び増進を図るものでございます。

94ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金のうち新規就農者育成総合対策事業交付金は、青年等就農計画の認定を受けました就農直後の者を対象に経営確立を支援するものであります。

96ページをお願いいたします。

目5農地費、節18負担金、補助及び交付金のうち岩見構下地区ほ場整備事業補助金2,800万円につきましては、圃場整備工事完了後、農事組合法人岩見の里営農組合等の中心経営体に農地を集積・集約することで工事費の地元負担を補助するものでございます。

98ページから100ページですけれども、100ページの款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節18負担金、補助及び交付金の末尾にあります経営継続支援緊急対策利子補給金につきましては、令和2年度の感染症拡大当時に制度化されました国から3年間の利子補給を受けた融資に対しまして、その後、2年間の利子補給を町の基金で行いまして運転資金の確保を支援するものでございます。

目3消費者行政対策費、節1報酬は、前年度比41万8,000円の増となっております。消費生活相談の高度化によりまして、相談員の勤務を週3日から週4日といたしまして消費生活センターとして運営するものでございます。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、102ページの節12委託料の地形図修正作業委託料につきましては、5年ごとに道路や地形の変化を都市計画総括図や統合型GISのシステムに反映するものでございます。節18負担金、補助及び交付金のうち兵庫県公共事業急傾斜地崩壊対策事業負担金は、豪雨による斜面の土砂流出等が見られます丹生山の対策工事に係る県営事業負担金でございます。

項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節12委託料のうち橋りょう調査設計業務委託料につきましては、太子陸橋におきまして法令に定められた5年に一度の点検を行うものであります。また、104ページの中道跨線橋修繕工事委託料につきましては、法定点検の結果に基づきまして令和5年度から令和8年度にかけてJR軌道敷上空部について修繕工事を西日本旅客鉄道株式会社に委託するものであります。また、節14工事請負費につきましては、町施工分の修繕工事を実施するものでございます。節17備品購入費は、平成17年度に購入いたしました道路パトロール車を兵庫県市町村振興協会の交付金を活用いたしまして更新するものでございます。

目2道路維持費、節12委託料のうち道路橋長寿命化修繕計画策定業務委託料につきましては、5年ごとの法定点検結果を踏まえまして修繕計画を改定し、また路面性状調査業務委託料は、幹線道路の舗装を効果的に修繕するため、劣化状況等を調査するものでございます。

目3生活道路整備事業費、106ページの節16公有財産購入費、道路用地購入費は、県道龍野線と町道新町聖徳台線の取り合い箇所の道路拡幅工事に係ります用地を買収するものであります。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節12委託料のうち108ページの沖代・米田地区事業構想検討業務委託料につきましては、都市計画道路揖保線の延長に伴いまして産業拠点の形成を図るため、効果的な土地利用の実現に向けた事業計画、事業区域の検討を行うものでございます。

110ページをお願いいたします。

目4公園事業費、節12委託料のうち公民連携手法導入に係る支援業務委託料につきましては、総合公園内の民間施設誘致区域におけます公民連携によるにぎわい創出の手法を検討するものであります。

款9消防費、項1消防費、112ページから114ページにわたります目3消防施設費の節17備品購入費は、購入から20年以上を経過いたしまして老朽化した消防団の消防ポンプ自動車2台をオートマチック限定普通自動車免許に対応した車両に更新するものでございます。

目4災害対策費、節10需用費、消耗品費のうち印刷製本費につきましては、令和2年度に作成いたしましたハザードマップの時点修正及び増刷によるものでございます。節12委託料のうち石海小学校防災倉庫等改修工事実施設計委託料は、災害時におけます迅速な避難所の立ち上げを目的に石海小学校敷地内に防災備蓄倉庫を整備するための設計費用でございます。節14工事請負費のうち防災行政無線第2期工事費は、令和元年度に整備いたしました防災行政無線について令和5年度に実施した音達エリア改善の検討結果を基に子局の増設及びスピーカーの種類変更、また角度の調整等を実施するものでございます。また、J-A-L-E-R-T専用アンテナ設置工事費につきましては、県の次世代衛星通信ネットワークシステム運用開始に備えまして、現在供用運用しております当町のJ-A-L-E-R-T受信設備と兵庫衛星通信ネットワークシステム受信設備を分離するものであります。

118ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節7報償費のうち国語科指導講師謝礼につきましては、教員の小学校国語科指導に特化した授業研究を行い、児童・生徒の言語認識能力等の向上を図るため、外部講師を招聘するものでございます。

次に、適応指導教室の移転に伴いまして新たな科目として目4教育支援センター費を設けて関連経費を計上しております。120ページの節14工事請負費は、当センターの屋外にトイレ等を整備するものでございます。

項2小学校費、目1学校管理費、122ページの節12委託料のうち小学校校舎外壁等劣化調査業務委託料につきましては、全国的に外壁等の落下事故が発生していることから、国の通知を受けまして打診調査等を行うものでございます。節14工事請負費のうち太田小学校南館受水槽設備等更新工事費につきましては、前年の石海小学校に続きまして太田小学校南館において老朽化した受水槽、高架水槽、揚水ポンプ等の簡易専用水道や消火水槽、消火ポンプ等の屋内消火栓設備を更新することで学校における安全で衛生的な飲料水の確保及び初期火災に必要な消防機能の維持を図るものでございます。

目2教育振興費の124ページの節13使用料及び賃借料のうち大型提示装置賃借料につきましては、ICT環境の充実と活用を目的といたしまして平成27年度に各小学校に導入いたしました機器を入れ替えるものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費、126ページの節14工事請負費のうち太子西中学校南校舎トイレ改修工事費につきまして、洋式化率が30%に満たないトイレの大規模改造を行いまして快適で衛生的な教育環境を整備するものでございます。

目2教育振興費、節7報償費、128ページの中学生サミット講師謝礼につきましては、当町の東西中学校の生徒会役員が太子町中学生サミットと称しまして中学生が抱える課題についての議論を交わし、生徒会を中心とした自治的な活動を活性化させるために専門的知識を有する学識経験者をコーディネーターとして招聘するために計上しております費用でございます。節13使用料及び賃借料のうちデジタル採点システム使用料は、生徒の答案を読み込ませ自動的に採点できる

システムを導入し、教員の長時間勤務の改善を図るものでございます。

132ページから134ページにわたりますが、項5 社会教育費、目2 公民館費の134ページ、節14 工事請負費、龍田公民館空調設備更新工事費につきましては、老朽化した空調機器を更新するものでございます。

138ページ、目5 文化財保護費の節12 委託料のうち遺跡発掘調査作業委託料及び町内遺跡確認調査測量委託料につきましては、通常の調査のほか、沖代・米田地区事業構想検討業務に先立ちまして、事業対象区域のうち米田地区の試掘調査を実施するものでございます。また、節18 負担金、補助及び交付金のうち屋台保存活動助成金は、自治総合センター助成金を活用いたしまして糸井屋台改修事業を助成するものでございます。

142ページ、目7 会館管理費の節12 委託料のうち文化会館外建物維持改修実施設計業務委託料につきましては、開館後30年が経過いたしました文化会館、歴史資料館の老朽化に伴いまして改修に向けての実施設計を行うものでございます。節18 負担金、補助及び交付金のうち兵庫県施設予約システム利用負担金は、現行の予約システムに比べて利便性がいい兵庫県が新たに構築いたしましたシステムに移行するものでございます。

144ページをお願いいたします。

目8 歴史資料館費、節12 委託料のうち収蔵資料修復委託料につきましては、松田山古墳出土の鉄製品資料の修復及び保存修理を実施するものでございます。また、収蔵資料燻蒸委託料につきましては、新たに収蔵することになりました資料の殺虫、消毒のために燻蒸作業を実施するものでございます。

148ページから150ページでございますが、項6 保健体育費、目2 体育館費、150ページの節17 備品購入費、経年劣化いたしました卓球台4台を更新するものでございます。

目3 総合公園管理費、節11 役務費のうち3種公認検定料は、陸上競技場の3種公認更新に向けまして日本陸上競技連盟検定員による検定指導を受けるものでございます。

152ページをお願いいたします。

節17 備品購入費は、経年劣化いたしました総合公園内のベンチや刈払機等の購入費用でございます。

目4 給食センター費、節12 委託料のうち空調設備点検委託料につきましては、法令に基づき3年に一度の点検を行うものでございます。また、蒸気式温水製造ユニット点検委託料は、調理場内で使用いたします温水を製造する機器についての機能保全を図るため定期的な点検を行うもので、給食費管理システム改修委託につきましては、自治体情報システムの標準化に対応するため給食費管理システムについても改修するものであります。

154ページをお願いいたします。

款12 公債費、項1 公債費、156ページの目3 公債諸費につきまして、公用車の電動化に係ります資金を調達するため、兵庫県主導によります市町が共同で発行する環境債、いわゆるグリーンボンドの事務手数料や外部評価費用の経費を負担するものでございます。

款13 予備費につきましては、災害など突発的かつ想定外の事案に備え2,000万円を計上しております。

次に、歳入を説明いたします。

戻っていただきまして、12ページをお願いいたします。

款1 町税、項1 町民税、目1 個人につきましては、臨時特例法に基づきます措置終了による均等割の減、令和6年度税制改正に基づく定額減税分の所得割の減によりまして前年度比1億5,911万5,000円減の15億1,742万円としております。

また、目2法人につきましては、業績回復による現年課税分の増加が見込まれることにより、前年度比700万円増の1億5,140万円としております。

項2固定資産税、目1固定資産税19億3,976万円につきましては、前年度比2,097万6,000円の減としております。これは令和6年度が評価替え初年度でありまして、既存家屋の課税標準額の見直しに伴います減を見込む一方、企業の設備投資等の増加によりまして償却資産分の増を見込んだものであります。

項3軽自動車税、目2種別割1億2,126万円につきましては、前年度比614万1,000円の増としております。登録台数の増加に加えまして、四輪の自家用自動車、貨物車について従来税率から標準税率適用車両への移行が進んでいる状況によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

項4町たばこ税、目1町たばこ税2億2,721万5,000円につきましては、前年度比3,822万4,000円の増としております。近年の健康志向の高まりや税率改正に伴います価格の上昇から喫煙者は頭打ちとなっている一方、愛煙家の消費に変化は見られず、また加熱式たばこの消費本数の増加を見込んだものでございます。

款2地方譲与税から18ページの款12交通安全対策特別交付金までの各種譲与税、税交付金、地方交付税につきましては、国が示します地方財政計画、また近年の決算状況、景気動向などを考慮いたしました伸び率等によりそれぞれ見込んでおります。

なお、16ページの款10地方特例交付金のうち減収補填特例交付金につきましては、国の定額減税による個人住民税への影響額2億2,000万円を見込んでおります。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目2教育費負担金、節1教育総務費負担金のうち学校給食費保護者負担金につきましては、給食喫食者の保護者等に対する経済的支援としまして小・中学校の主食費相当額や物価高騰分の価格転嫁を抑制しております。

款14使用料及び手数料、項1使用料、20ページ目の目4教育使用料、節4保健体育使用料のうちテニスコート使用料につきましては、コロナ禍で活動を見合わせていたグループ等の活動再開に伴います増収を見込んでおるところでございます。

24ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金のうち物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金154万円は、定額減税に係りますシステム改修経費への補助金で、デジタル基盤改革支援補助金4,286万3,000円につきましては、住民情報システムを国の構築いたしますガバメントクラウド上に移行させる経費に係るものでありまして、補助率はともに10分の10でございます。節2戸籍住民基本台帳費補助金のうち社会保障・税番号制度システム整備補助金117万7,000円につきましては、戸籍法等の改正に伴います戸籍総合システムの改修に係るものでありまして、補助率は10分の10でございます。

目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金のうち地域生活支援事業補助金2,714万7,000円は、日常生活用具給付事業等に係るものでございまして、ひきこもり支援推進事業補助金432万8,000円につきましては、ひきこもり支援ステーション事業に係るものであり、補助率はともに2分の1でございます。節2児童福祉費補助金のうち利用者支援事業こども家庭センター型補助金1,465万7,000円は、歳出で申し上げました虐待等管理システムの導入やこども家庭センターの運営に係るもので、補助率はそれぞれ3分の2と2分の1、子育て世帯訪問支援事業補助金194万8,000円の補助率は3分の1でございます。

目4土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金のうち都市計画道路整備費補助金2,500万円は、網干線外道路整備事業に係るもので、補助率は2分の1、橋りょう長寿命化事業補助金1

億8,150万円につきましては、中道跨線橋修繕工事などに係る補助金で、補助率は10分の5.5でございます。

26ページをお願いいたします。

目5教育費国庫補助金、節1学校費補助金のうち学校施設環境改善交付金2,356万6,000円につきましては、太子西中学校南校舎トイレ大規模改造事業に係るもので、補助率は3分の1でございます。

28ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費補助金のうち自動録音電話機等普及促進事業補助金125万円につきましては、歳出で申し上げました兵庫県と協調した防犯対策に係るもので、補助率は10分の10でございます。

30ページをお願いいたします。

目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金のうち高生産性農業集積促進事業補助金につきましては、歳出で申し上げました岩見構下地区ほ場整備事業補助金に係るもので、補助率は4分の3でございます。

目7教育費県補助金、節1学校費補助金、32ページの不登校児童・生徒支援員配置事業補助金157万5,000円につきましては、教室とは別に設けました学校内のサポートルームにおきまして不登校児童・生徒への学習や生活支援等を行う支援員の配置に係るもので、補助率は2分の1でございます。

項3委託金、目1総務費委託金、節2統計調査費委託金のうち農林業センサス市町交付金177万6,000円につきましては、5年に一度実施されます農林業と地域の実態調査に係るものでございます。

款17財産収入、34ページの項2財産売却収入、目1物品売却収入、節1物品売却収入のうち公用車売却収入200万円につきましては、歳出で申し上げました消防ポンプ自動車2台の更新に伴いまして既存車両の売却を予定しているものでございます。

款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金4億円を計上しております。

款19繰入金、項1基金繰入金、目2減債基金繰入金1,898万円は、令和5年度の地方交付税再算定で措置されまして、令和7年度の臨時財政対策債の償還費に充てることとされました積立金の半額を繰り入れるものでございます。

目3ふるさと応援基金繰入金には、ふるさと納税の事務経費と基金を活用して実施いたします事業経費を合わせまして4億2,665万8,000円を計上しております。

目4交通安全対策基金繰入金684万5,000円につきましては、交通啓発用看板や区画線補修工事、ガードレール補修工事など、交通安全対策費用に活用するものでございます。

目6新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金繰入金1,568万4,000円につきましては、歳出で申し上げました国、県の融資を受けました者への利子補給金に充てるものでございます。

36ページをお願いいたします。

款21諸収入、項3雑入、目2雑入、節1総務費雑入のうち兵庫県町土地開発公社解散清算金330万円につきましては、令和5年度の解散により生じます出資金と剰余金を構成団体で分配するものでございます。節3衛生費雑入のうち38ページの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託金956万4,000円につきましては、事業主体を後期高齢者医療特別会計より一般会計に移管したことに伴うものでございます。節7教育費雑入のうち自治総合センター助成金250万円は、糸井屋台の保存活動に対するものでございます。

款22町債、項1町債、40ページの目1総務債、節1財産管理事業債1,200万円につきましては、公用車の電動化や充電設備の整備に係るものであります。歳出でも御説明しましたとおり、兵庫県指導によりまして市町が共同で発行いたします環境債、いわゆるグリーンボンド債により資金調達する予定でございます。節2児童福祉施設整備事業債は、旧児童館の解体と斑鳩保育所の屋根、外壁改修事業に係るものでございます。

目4土木債、節1土木管理事業債1,350万円につきましては、丹生山の急傾斜地崩壊対策事業の負担金に係るものでございます。節2道路橋りょう事業債1億3,490万円につきましては、網干線などの都市計画道路整備事業と中路跨線橋などの橋梁長寿命化事業及び立岡山線舗装修繕事業に係るものでございます。

目5消防債、節1消防防災設備整備事業債1億5,600万円につきましては、消防団ポンプ自動車の更新と防災行政無線第2期整備事業及び防災備蓄倉庫整備事業に係るものでございます。

目6教育債、節2学校施設整備事業債1億1,340万円のうち太子西中学校トイレ大規模改造事業債1億230万円は、国庫補助事業費の地方負担分に充てるものでございます。

目7臨時財政対策債3,300万円につきましては、地方債計画における見込みに応じたものでございます。

少し戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

第2表で債務負担行為を4件設定しております。令和6年度における地方債証券の共同発行により生ずる連帯債務につきましてはグリーンボンド発行団体の連帯責任に係る債務保証、次期庁内ネットワーク構築事業は2か年で限度額1億3,827万円であり、戸籍情報システム等標準化対応改修事業は2か年で限度額1,399万6,000円、校務支援システムクラウド化事業は2か年で限度額2,443万7,000円でございます。

最後に、第3表では、歳入で御説明申し上げました地方債の発行条件でございます。限度額は合計で6億1,880万円であり、起債の方法の表記につきましてはグリーンボンドの発行に伴い「他の地方公共団体との共同発行を含む」の文言を付記しております。

以上で令和6年度兵庫県太子町一般会計予算の詳細説明を終了させていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第29 議案第21号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

○議長（松浦崇志） 日程第29、議案第21号令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第21号令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

令和6年度国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額を34億3,171万5,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保険税5億6,682万8,000円、県支出金25億8,302万円、繰入金2億6,775万2,000円等であります。

歳出の主な内容につきましては、総務費5,975万円、保険給付費24億9,735万1,000円、国民健康保険事業費納付金8億4,274万3,000円、保健事業費1,912万6,000円等であります。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第21号令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費5,401万1,000円につきましては、職員の人件費や国民健康保険事業の運営に必要な物件費等の経費であります。

15ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 療養諸費から17ページの項5 葬祭諸費までにつきましては、保険給付費に必要な費用は県が交付金として措置することとなっていることから県の特別会計予算の歳出との調整を図るものとして同額を計上いたしております。款2 保険給付費全体では24億9,735万1,000円で、前年度より2億9,206万1,000円の増となっております。

17ページをお願いいたします。

款3 国民健康保険事業費納付金につきましては、県が国保財政運営の責任主体として県下の市町ごとの被保険者数や所得水準等を考慮した上で決定する納付金でありまして、県が算定いたしました金額を医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に区分いたしまして総額8億4,274万3,000円を計上しております。退職被保険者等医療給付費分につきましては、令和6年3月31日をもちまして退職者医療制度が廃止されることから廃目としております。

19ページをお願いいたします。

款4 保健事業費、項2 特定健康診査等事業費1,741万3,000円は、医療費適正化の総合的な推進として40歳から74歳までの被保険者を対象に実施が義務づけられました特定健康診査、特定保健指導に係る経費やヘルスアップ事業として実施いたします未受診者対策や糖尿病性腎症重症化予防対策に係る経費であります。

続いて、歳入を説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税につきましては、総額5億6,662万1,000円を計上しており、節1 医療給付費分現年課税分につきましては3億6,035万3,000円、節2 後期高齢者支援金分現年課税分につきましては1億3,311万7,000円、節3 介護給付費分現年課税分につきましては4,442万5,000円を計上しております。

目2 退職被保険者等国民健康保険税は、主として滞納繰越分等としまして20万7,000円を計上しております。

9ページをお願いいたします。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金のうち節1 普通交付金は、県から交付される保険給付費に要する費用として24億9,724万1,000円、節2 特別交付金は、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用として費用の3分の2相当分の負担金など、市町村に交付される各種公費として8,577万9,000円を計上しております。目全体では、25億8,302万円となっております。

款5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金等としまして2億6,176万3,000円を一般会計から繰り入れます。

項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出予算調製のために598万9,000円を計上しております。

款6 繰越金、目1 繰越金は、令和5年度決算の剰余金を令和6年度予算に繰り越すもので国保

制度改革後の決算状況を勘案しまして1,000万円計上しております。

会計全体といたしまして、前年度と比較いたしますと3億849万7,000円の増となっております。

以上で兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終了いたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第30 議案第22号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

○議長（松浦崇志） 日程第30、議案第22号令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第22号令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

令和6年度介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を26億9,444万4,000円と定めるものであります。

歳入につきましては、保険料6億8,821万5,000円、国庫支出金5億3,821万6,000円、支払基金交付金6億8,240万5,000円、県支出金3億6,428万9,000円、繰入金4億1,779万3,000円等を計上しております。

歳出につきましては、総務費5,376万7,000円、保険給付費24億7,494万円、地域支援事業費1億3,541万7,000円等を計上しております。

詳細につきましては副町長から説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第22号令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、介護保険事務職員3名分の人件費及び事務経費、国県負担金等を伴う介護保険事業費に認められていない経費など、全体で2,749万3,000円を計上しております。

目2連合会負担金につきましては、国民健康保険団体連合会へ支払うべき負担金60万5,000円を計上しております。

13ページから15ページにわたります項2徴収費、目1賦課徴収費につきましては、介護保険料納付書等の郵送料など、賦課徴収を行うための費用として255万2,000円を計上しております。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会の委員報酬など326万2,000円を計上しております。

目2認定調査等費につきましては、介護認定調査員4名分の報酬や主治医意見書作成手数料、介護認定審査会支援システムの標準化対応に係ります委託費用など、全体で1,985万5,000円を計上しております。

款2保険給付費では総額24億7,494万円を計上し、前年度比では3.4%の増としております。内訳といたしまして、項1介護サービス等諸費には22億7,813万8,000円、17ページに移りまして項2介護予防サービス等諸費に1億266万7,000円、項3その他諸費には審査支払手数料として

227万円、項4高額介護サービス等費には4,833万6,000円を計上しております。

19ページをお願いいたします。

項5高額医療合算介護サービス等費には950万3,000円、項6市町村特別給付費には90万円、項7特定入所者介護サービス等費には3,312万6,000円を計上しております。

款3地域支援事業費につきましては25ページにまで及ぶのですが、項1介護予防生活支援サービス事業費から項3その他諸費までがいわゆる総合事業、項4包括的支援事業任意事業費が総合事業以外となっております。

項1介護予防生活支援サービス事業費につきましては、いわゆる総合事業対象者に係る給付費など4,046万4,000円を計上しております。

21ページをお願いいたします。

項2一般介護予防事業費につきましては、物忘れ相談謝礼のほか、介護予防事業に係ります委託料など全体で1,294万1,000円を計上しております。

項3その他諸費につきましては、審査支払手数料として13万5,000円を計上しております。

項4包括的支援事業任意事業費、目1包括的支援事業費につきましては、23ページにまで及ぶのですが、地域包括支援センター職員6名分の人件費、総合相談窓口事業に係ります委託料など5,629万1,000円を計上しております。

23ページの目2任意事業費につきましては、あんしん見守りコール事業の委託費用や後見人費用助成金など622万6,000円を計上しております。

目3在宅医療介護連携推進事業費につきましては、たつの市揖保郡医師会への委託料など63万7,000円を計上しております。

25ページをお願いいたします。

目4生活支援体制整備事業費につきましては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できますように配慮している生活支援コーディネーターの委託費用764万9,000円を計上しております。

目5認知症総合支援事業費につきましては、職員1名分の人件費や認知症地域支援ケア向上事業費など、全体で1,080万円を計上しております。

目6地域ケア会議推進事業費につきましては、講師謝礼など27万4,000円を計上しております。

款4基金積立金につきましては、介護給付費準備基金積立金として2,391万3,000円を計上し、一般会計でいいます財政調整基金のような財源調整の役割を担っております。

款5公債費につきましては、一時借入金利子として60万7,000円、27ページの款6諸支出金につきましては、介護保険料過誤納付還付金として80万円、款7予備費につきましては500万円を計上しております。

続きまして、歳入について説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料につきましては、介護保険法の規定によりまして介護保険料を3年ごとに定めることとされておりまして、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画に関し、第1号被保険者の介護保険料を設定させていただいたものでございます。介護保険料の額につきましては、条例改正で説明いたしました内容で保険料設定させていただきました。内訳といたしまして、現年度分では特別徴収対象者8,735名分で6億5,529万円、普通徴収対象者472名分で3,162万2,000円、滞納繰越分では130万3,000円を計上し、総額では前年度と比較いたしまして2.3%の増としております。

款2分担金及び負担金、項1負担金、目1認定審査会負担金につきましては、兵庫県から依頼

がありました40歳から64歳までの医療保険未加入者における介護認定審査等経費の実費収入として9,000円を計上し、目2介護予防事業負担金につきましては、通所介護予防短期集中事業への参加負担金15万円を計上しております。

款3使用料及び手数料、項1手数料、目1総務手数料につきましては、介護保険サービス事業費を指定する際の申請等手数料など10万1,000円を計上し、目2地域支援事業手数料につきましては、兵庫県国民健康保険団体連合会からの介護予防サービスケアプラン作成収入として289万3,000円を計上しております。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、保険給付費に定率の負担割合を乗じた4億6,165万1,000円を計上しております。

項2国庫補助金、目1調整交付金につきましては、人口推計等を基に算定いたしました交付割合1.01%を乗じた2,575万円を計上しております。

目2地域支援事業交付金（総合事業）、目3地域支援事業交付金（総合事業以外）につきましては、対象経費にそれぞれ定率の補助率を乗じた額、合わせて4,108万6,000円を計上しております。

9ページをお願いいたします。

目4保険者機能強化推進交付金、目5保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化予防、介護予防等に必要な取り組みに基づく交付金で、それぞれ308万2,000円、664万7,000円を計上しております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金につきましては、保険給付費に定率の負担割合を乗じた6億6,799万円、目2地域支援事業交付金につきましては、歳出で申しあげました総合事業の対象経費に定率の負担割合を乗じた1,441万5,000円を計上しております。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金につきましては、保険給付費に定率の負担割合を乗じた3億4,241万2,000円を計上しております。

項2県補助金、目1地域支援事業交付金（総合事業）、目2地域支援事業交付金（総合事業以外）につきましては、対象経費にそれぞれ定率の補助率を乗じた額、合わせて2,187万7,000円を計上しております。

款7財産収入につきましては、介護給付費準備基金預金利子として38万6,000円を計上しております。

款8繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、介護給付費分、低所得者保険料軽減分など一般会計が負担すべき費用4億1,199万3,000円を計上し、11ページの項2基金繰入金につきましては、予備費及び過年度の介護保険料過誤納付還付金の財源として合計580万円を計上しております。

また、款9繰越金は前年度と同額、款10諸収入は3万6,000円を計上しております。

以上で兵庫県太子町介護保険特別会計予算についての詳細説明を終了させていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第31 議案第23号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（松浦崇志） 日程第31、議案第23号令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第23号令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

令和6年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額を6億260万8,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料4億4,957万8,000円、繰入金1億3,557万8,000円等であります。

歳出の主な内容につきましては、総務費2,250万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金5億7,385万円であります。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第23号令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、後期高齢者医療事務職員2名分の人件費、被保険者証郵送料など合わせて2,015万2,000円を計上しております。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務的経費で、保険料決定通知書等の郵送料、コンビニ収納代行手数料や死亡等に伴う保険料の過誤納付還付金など、合わせて235万7,000円を計上しております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、5億7,385万円を計上しております。後期高齢者医療広域連合保険料納付金は、歳入で計上しております後期高齢者医療保険料を広域連合に納付するための費用で4億4,957万8,000円を計上しております。また、過年度分の保険料納付金につきましても1,177万5,000円を計上しております。後期高齢者医療広域連合分賦金は、広域連合が事業運営を行うために県内の市町が納める費用で1,744万円を計上しております。保険基盤安定繰入金納付金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するため、一般会計から繰り入れた後に広域連合に納付するもので9,495万7,000円を計上しております。

13ページをお願いいたします。

後期高齢者医療広域連合延滞金納付金は、広域連合に納付します延滞金を延滞金納付金として10万円計上しております。

款3保健事業費は、特定健診委託料や歯科検診委託料など合わせて574万9,000円を計上しております。なお、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に関します経費につきましては、令和6年度よりさわやか健康課所管となるために歳入歳出ともに一般会計へ移管しております。

款4予備費といたしまして、50万円を計上しております。

次に、歳入について説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

款1保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料は、特別徴収分3億2,326万3,000円、普通徴収分を1億2,581万5,000円、滞納繰越分として50万円、全体で4億4,957万8,000円を計上しております。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は、後期高齢者医療保険料の督促手数料として3万円を計上しております。

款3広域連合支出金、項1広域連合補助金、目1保健事業補助金は、後期高齢者医療制度事業

補助金として504万5,000円を計上しております。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、事業費繰入金と保険基盤安定繰入金、合わせまして1億3,557万8,000円を計上しております。

款5繰越金は、前年度の保険料納付金として1,177万5,000円を計上しております。

款6諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金は、後期高齢者医療保険料の延滞金として10万円を計上しております。

項2町預金利子、目1町預金利子は、金融機関預金利子として1,000円を計上しております。

9ページをお願いいたします。

項3雑入は、広域連合からの過年度分の保険料納付金の返還金等50万円、保険料の還付未済金として1,000円を計上しております。

以上で令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終了させていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第32 議案第24号 令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（松浦崇志） 日程第32、議案第24号令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第24号令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について説明を申し上げます。

令和6年度墓園事業特別会計の歳入歳出予算の総額を1,345万1,000円と定めるものであります。

歳入の内容としましては、使用料及び手数料1,041万2,000円等であります。また、歳出につきましては、墓園事業費1,345万1,000円を計上しております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第24号令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

款1墓園事業費でございますが、目1一般管理費につきましては墓所の使用者管理に係る費用でございます。内訳につきましては、事務経費として需用費と役務費に14万9,000円、墓園管理システムの標準化対応業務委託として110万円、墓園管理システム利用料として99万円、墓所返還還付金として440万円を計上しております。

目2墓園管理費は、墓園の維持管理に係る費用でございます。節12委託料のうち清掃業務委託、車止め開閉業務委託につきましては、シルバー人材センターへの委託を予定しております。植木維持管理委託でございますが、薬剤防除、生け垣の剪定等でございます。委託料全体といたしまして、640万3,000円の計上をさせていただきます。節17墓園管理用備品購入費につきましては、清掃業務に使用しますブロワーの購入を予定しております。

次に、歳入でございます。

7ページをお願いいたします。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1墓園使用料につきましては、墓園永代使用料7基分としまして420万円を計上しております。

項2手数料、目1墓園手数料は、年間管理料905基分としまして621万2,000円を計上しております。

また、款3繰入金でございますが、一般管理費に充当される歳入の不足分を補うために一般会計繰入金としまして243万7,000円を、墓園管理費に充当いたします墓園手数料の不足分の財源補填として基金繰入金59万9,000円を計上いたしております。総額といたしましては、1,345万1,000円でございます。

以上、令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算の詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第33 議案第25号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計予算

○議長（松浦崇志） 日程第33、議案第25号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第25号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計予算について説明を申し上げます。

令和6年度水道事業会計におけます第3条の収益的収入は5億2,593万円とし、営業収益は4億2,840万6,000円を見込んでおります。一方、収益的支出における事業費用については5億1,761万4,000円とし、支出の大半を占めます営業費用は4億8,653万4,000円を見込んでおります。

次に、第4条の資本的支出につきましては、建設改良費1億807万7,000円、企業債償還金4,914万8,000円等、支出総額3億6,022万5,000円を予定しております。その財源として、資本的収入において工事負担金2,010万円、企業債1,070万円等を予定しております。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足しています額1億2,942万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億2,942万5,000円で補填することとしております。

詳細につきましては経済建設部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第25号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計予算について詳細説明申し上げます。

予算書1ページの議案第3条には収益的収入及び支出の予定額、第4条には資本的収入及び支出の予定額を表記しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。内容につきましては、3ページ及び4ページの予算実施計画と19ページ以降の予算内訳明細に記載をしております。

2ページをお願いいたします。

第5条は企業債の限度額に関する事項で、令和6年度は1,070万円としております。第7条は流用に議決を要する経費として職員給与費を、第8条では一般会計からの補助金の額を、第9条では棚卸資産の購入限度額を定めております。

5ページをお願いいたします。

令和6年度中の資金の増減を示す予定キャッシュ・フロー計算書でございます。金額は消費税及び地方消費税を除くもので、予算どおり執行した場合の期末残高は1,685万8,000円増加する見込みでございます。

次に、6ページから9ページは給与費明細書であります。人件費の総額は、前年度比で422万4,000円の減少となっております。

次に、10ページ、11ページは令和6年度末の資産、負債及び資本の状況を示す予定貸借対照表でございます。

次に、14ページ、令和5年度決算見込みに基づく予定損益計算書であります。1億4,037万3,000円の営業損失に対しまして、営業外収支における1億2,237万1,000円の利益を加味しても1,800万2,000円の経常損失となり、特別利益、特別損失を加えた当年度純損益は2,401万1,000円を見込んでおります。

続きまして、19ページの予算内訳明細について御説明いたします。

収益的収入は、款1事業収益の総額を5億2,593万円とし、項1営業収益は4億2,840万6,000円としております。

目1給水収益は3億9,069万7,000円、有収水量は334万9,000立方メートルと見込んでおります。

20ページの支出の部です。

款1事業費用の総額を5億1,761万4,000円とし、項1営業費用は4億8,653万4,000円でございます。

目1原浄水費の節14動力費について、前年度比1,090万4,000円減の3,661万6,000円でございます。

21ページ、目2配水費の節8負担金は、人工衛星による広域漏水調査の負担金で前年度比150万円の増でございます。

次に、目3給水費の節9委託料2,061万4,000円は、メーター交換委託料の人件費の増により85万3,000円の増となっております。

22ページ、目4総係費の節10通信運搬費246万6,000円につきましては、郵送料金の改定を考慮し75万7,000円増となっております。

目5減価償却費2億2,682万8,000円は、吉福水源地新電気棟関連の償却開始を受け、前年度比823万7,000円の増となっております。

24ページ、款1資本的収入の総額は2億3,080万円としております。

項2企業債1,070万円は、2ページの議案、第5条で説明しました配水施設整備事業に係るもので前年度比3,030万円の減でございます。

項3投資有価証券償還受入金2億円は、定期の低金利を受けて債券での運用を行った場合の償還金の受入れでございます。

25ページ、款1資本的支出の総額は3億6,022万5,000円であります。

項1建設改良費、目1配水施設改良費8,520万円は、節1委託料に川島橋水管橋更新工事詳細設計業務委託を含む4,380万円、節2工事請負費に糸井地内配水管埋設工事など4,140万円を計上しております。

目2固定資産購入費2,287万7,000円は、老原浄水場及び立岡山北配水池の計器更新に1,503万7,000円、公用自動車購入に700万円、組立て式給水タンク購入に84万円を計上しております。

項2企業債償還金につきましては、既発債に係る償還元金として4,914万8,000円を計上しております。なお、企業債の現在高につきましては、26ページの調書にあります今後の発行・償還見

込額を反映した結果、令和6年度末時点で9億5,409万6,000円となる見込みでございます。

以上で議案第25号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計予算についての詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第34 議案第26号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

○議長（松浦崇志） 日程第34、議案第26号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第26号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について説明を申し上げます。

令和6年度下水道事業会計におけます第3条の収益的収入は12億8,240万1,000円とし、営業収益は5億9,766万2,000円を見込んでおります。一方、収益的支出における下水道事業費用につきましては12億5,195万1,000円とし、支出の大半を占めます営業費用は11億2,447万6,000円を見込んでおります。

次に、第4条の資本的支出につきましては、建設改良費6億7,899万1,000円、企業債償還金8億6,853万7,000円等、支出総額15億5,052万8,000円を予定しております。その財源としましては、資本的収入において受益者負担金500万円、他会計出資金4億2,466万1,000円、補助金2億8,840万円、企業債3億9,540万円等を予定しております。

次に、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億3,706万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

詳細につきましては経済建設部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第26号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について詳細説明を申し上げます。

予算書1ページの議案を御覧ください。

第3条、収益的収入及び支出は、収入第1款下水道事業収益12億8,240万1,000円、支出第1款下水道事業費用12億5,195万1,000円、第4条資本的収入及び支出は、収入第1款資本的収入11億1,346万2,000円、支出第1款資本的支出15億5,052万8,000円の見込みでございます。

2ページをお願いいたします。

第5条では、企業債に関する事項を定めております。内訳は、公共下水道事業、流域下水道事業及び資本費平準化債で限度額を合わせて3億9,540万円でございます。第7条では職員給与費4,113万3,000円、第8条では一般会計からの補助金2億1,917万1,000円、第9条では棚卸資産の購入限度額を100万円と定めております。

5ページをお願いいたします。

令和6年度の資金の増減を示す予定キャッシュ・フロー計算書でございます。金額は消費税及び地方消費税を除くもので、予算どおり執行した場合の資金期末残高は4,939万2,000円増加する見込みでございます。

次に、6ページから9ページの給与費明細書につきましては、職員人件費の内訳であります。前年度比で251万6,000円の増額となっております。

次に、10ページ、11ページは、令和6年度末の資産、負債及び資本の状況を示す予定貸借対照表でございます。12ページ、13ページの注記表は、予算に関する説明事項を列挙したものでございます。

14ページ、令和5年度決算見込額に基づく予定損益計算書であります。5億6,649万円の営業損失に対しまして、営業外収支における5億551万3,000円の利益を加味した結果、6,097万7,000円の経常損失となり、特別利益・特別損失を加えた当年度純損失は6,126万3,000円を見込んでおります。

19ページの予算内訳明細について御説明をいたします。

キャッシュ・フロー計算書や損益計算書などの財務諸表は税抜き表記ですが、予算額については税込みで表記をしております。

まず、収益的収入では款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料、節1下水道使用料は5億8,541万6,000円、一般汚染下水道使用料は324万1,000立方メートルを見込んでおります。また、節2前処理場使用料については577万5,000円、前処理場下水道使用料2万1,000立方メートルを見込んでおります。

目2他会計負担金、節1一般会計負担金194万3,000円は、雨水処理に対する利払金等の負担金として地方公営企業繰り出し基準に基づく繰入金でございます。

次に、項2営業外収益、目1他会計負担金、節1一般会計負担金2億4,536万3,000円については、営業収益における一般会計負担金と同様に地方公営企業繰り出し基準に基づき繰り入れるものでございます。

目2他会計補助金、節1一般会計補助金は、汚水処理関連の減価償却費などに係る補助金2億1,917万1,000円でございます。

○議長（松浦崇志） 間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって会議時間を延長します。

○経済建設部長（松谷真利） 20ページの支出の部を御覧ください。

目1管渠費、節9委託料1,385万6,000円につきましては、下水道施設の機能維持を図るため、点検・清掃費用として下水道管洗浄委託料等を計上しております。

次に、20ページから21ページの目2処理場費、節5委託料5,742万6,000円は、前処理場運転管理業務委託料、終末処理場生汚泥搬入施設維持管理業務委託料が主な内容でございます。

次に、21ページの目3流域維持管理経費につきましては、揖保川浄化センターに係る維持管理経費と前処理場で発生した生汚泥の焼却費用等を合わせて3億3,658万7,000円を計上しております。

目4総係費、節10委託料につきましては、公営企業会計に係るアドバイザー業務の委託などに148万1,000円を計上しております。

22ページをお願いいたします。

目5減価償却費6億1,642万5,000円は、前年度比232万5,000円の増となっております。

23ページ、資本的収入の部をお願いいたします。

款1資本的収入、項2他会計出資金、目1他会計出資金、節1一般会計出資金4億2,466万1,000円は、地方公営企業法の繰り出し基準に基づく一般会計の負担額であります。

項3補助金、目1国庫補助金、節1国庫補助金2億8,840万円は、雨水1.4号幹線に係る整備工事関連及びマンホール蓋更新などに係る社会資本整備総合交付金であります。

24ページの支出の部でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設整備費、節1委託料5,321万1,000円は、ストック

マネジメント計画策定業務委託や公共下水道事業認可変更業務委託などがございます。節3 工事請負費 5億7,480万円は、雨水1.4号幹線整備工事、網干線下水道管布設工事などがございます。節4 補償費70万1,000円は、雨水1.4号幹線整備事業に伴う水道設備の仮設に係る管理補償でございます。

最後に、項2 企業債償還金として、8億6,853万7,000円を計上しております。なお、企業債の現在高につきましては、25ページの調書にあります令和6年度末時点で4億5,813万7,000円減少し、68億3,951万6,000円となる見込みでございます。

以上で議案第26号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

2月23日から2月28日まで議案調査等のため休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、2月23日から2月28日まで本会議を休会することに決定しました。

次の本会議は2月29日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後5時03分）